

日程第1 一般質問

9番 大原孝芳

- (1) 民生児童委員のなり手確保について
- (2) 村における再生可能エネルギー運用の可能性について

8番 大島 歩

- (1) 「地域の教科書」中川村版の作成を
- (2) 学校内の「居場所」づくりを
- (3) 地域の脱炭素、エネルギーについて正しく学ぶ機会を

7番 島崎敏一

- (1) 文化財保存活用計画策定の提案  
村民が「自分ごと」として関われる広義の文化財の保存活用を
- (2) 移住者対策について
  - (1) 移住者の定義を再検討し、移住者の実数を把握するべき
  - (2) 空き家の利活用を考えるきっかけづくりをするべき

出席議員（9名）

- 2番 松村利宏
- 3番 中塚礼次郎
- 4番 長尾和則
- 5番 桂川雅信
- 6番 山崎啓造
- 7番 島崎敏一
- 8番 大島 歩
- 9番 大原孝芳
- 10番 松澤文昭

欠席議員（1名）

- 1番 片桐邦俊

説明のために参加した者

|        |      |                 |      |
|--------|------|-----------------|------|
| 村長     | 宮下健彦 | 副村長             | 富永和夫 |
| 教育長    | 片桐俊男 | 総務課長            | 松村恵介 |
| 地域政策課長 | 眞島 俊 | 住民税務課長<br>会計管理者 | 小林郁子 |
| 保健福祉課長 | 水野恭子 | 産業振興課長          | 松崎俊貴 |
| 建設環境課長 | 宮崎朋実 | リニア対策室長         | 小林好彦 |
| 教育次長   | 上山公丘 |                 |      |

職務のために参加した者

- 議会事務局長 桃澤清隆
- 書記 座光寺 てるこ

# 令和5年12月中川村議会定例会

## 会議のてんまつ

令和5年12月6日 午前9時00分 開議

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席)

○議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)

御参集、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は9人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

9番 大原孝芳議員。

○9番 (大原 孝芳) では、私は2問を用意いたしました。

最初に「民生委員のなり手確保について」というタイトルで質問をしたいと思えます。

今回この質問に至りましたのは、11月14日の信濃毎日新聞のトップ面に民生児童委員24時間体制という大きな見出しが報道されたことによります。

それからまた、新聞の次の紙面では民生児童委員の制度に不満ということで、非常にショッキングなようなタイトルだと受け止めました。

私たちの近くで中川村の民生児童委員の皆さんが一生懸命やれている姿を私も見てきましたし、それから私たちも御苦労はそれなりに承知していたわけでございますが、今この時期にこういったことで、長野県の新聞なんです——私も民生児童委員の皆さんに直接お聞き取りしてこの質問に臨んでいるわけではございません。

これは塩尻の民生児童委員さんを対象に信濃毎日新聞の記者が書いた記事なんです、読んでいの中で、恐らく中川村の民生児童委員の皆さんも同じような考えを持った方がいらっしゃるんじゃないか、そんな思いもございまして、私のこういった質問を契機に、また民生児童委員の皆さんの在り方についてもぜひ一緒になって考えていきたい、そんな思いで述べたいと思えますので、よろしくお願ひします。

また、詳細の部分につきましては、私の調査というよりも新聞の記事によるものが多いものですから、ぜひそこら辺も御理解をいただきたいと思えます。

では進めたいと思えます。

まず村においての成り手確保の現状についてということでお聞きしたいと思えます。

それで、事前にちょっと課長なんかにもお聞き取りした経過がございまして、まず委員の皆さんには現在どのくらいの活動費が払われているか、まず現状を皆さんにも共有していきたいと思えますので、お知らせいただきたい。

それから、新聞には塩尻市の平均活動日数なんかも出ているんですが、中川村の皆さんはどのくらいの活動をされているかっていうこともちょっと一緒に、活動の費用

○保健福祉課長

のこと、またどのくらいお忙しいかっていうことをまずお聞きする中で、また話を進めたいと思えますので、最初にお願ひいたします。

それでは、民生児童委員の成り手確保の現状ということで質問いただきましたので、回答をさせていただきます。

まず現在の成り手確保の現状というところからになりますが、まず民生児童委員は村で設置する推薦会で推薦決定した候補者を県へ報告し、県知事が国へ推薦し、厚生労働大臣が委嘱します。

現在の民生児童委員の任期は令和4年12月——昨年から令和7年11月までの3年間で、ちょうど1年の活動が終わったところになります。

それで、民生委員の選考は、民生委員の存在が地域で認識され、その活動の地域の理解が得られるよう、選考には地区代表者——主に総代さんが多いわけですが、に協力をいただいております。

地区代表者に数名の候補者を挙げてもらうのですが、全員に断られたり、内諾をいただいた方から断りの連絡があったり、また決められた期日までに推薦する必要もあり、大変苦慮しております。

3年に1回改選が行われますが、そのたびに成り手の確保は難しくなっていると思っております。

それで、活動費だとか平均の活動日数になりますが、委員の皆さんには報酬と活動費を支払っておりまして、報酬は会長が年額10万4,000円ほど、委員は年額10万円ほど、活動費は会長が年額7万2,000円ほど、委員は年額6万円ほどになります。

それで、活動日数は月平均7日となっております。

○9番 (大原 孝芳) 今、活動費と報酬の件と、それから活動日数を述べていただきました。

新聞の塩尻市の件なんです、それについての記事なんです、交通費や電話代などが発生するために、県は国の交付金を財源に委員に1人6万200円を活動費として支給していると、それで塩尻市は別に8万円を支給していると、そういうふうなうたわれています。

それから、平均活動日数は年間平均145日ということですので、今7日と言われましたかね、そうすると中川村のほうが少し少ないのかなというふうな感じです。

ちょっと、今、課長のほうから本来の民生委員の在り方ということも言われまして、民生児童委員っていうのは、まず全国では24万人いらっしゃると、それから充足率っていうかは、人口によって数が決まっているものですから、全国ではその充足率は93.7%と言われているそうです。

それから、県内では5,273人が定数なんです、実際は99.2%の充足率ということで5,229人が任命されているということです。

それから、また市町村によっては欠員が生じているというところも書いてありました。長野市が10人足りない、大町市が5人、茅野市では4人が足りない、人数は書いてありませんが川上村や木曾町などでも欠員を起しているということです。

しかしながら、中川村は充足率が100%ということですかね。(保健福祉課長うなずく)ということで、非常に地域の皆さん、住民の皆さんの御理解をいただいてこの制度が成り立っているということであろうと思います。

次の質問にもあるんですが、今、成り手確保の課題は何かということで質問させていただくんですが、任期は3年ということでやられているんですが、なかなか1期で終わる方は少ないようにお聞きしてまして、それからまた、次にお願いするについては総代さんを通してやっているそうですが、委員をやっていた方も一緒になって次の人を探していかなきゃいけないというように、非常に、何ていうんですか、そのプロセスも大変だと私も感じております。

それから、今の成り手不足は何が一番起因するかっていうことなんですが、新聞の記事で行きますと、「24時間体制」云々って書いてありまして、いつ電話がかかってくるか分かんないってというような悲鳴的なことも書いてありましたし、やられること任されていることは非常に多岐にわたり、それから個人情報の扱い、それから昼夜を問わない、それで祭日や祝祭、何ていうんですかね、平日祭日を問わない、そういったことで、非常に、何ていうんですかね、普通の私たちみたいに暮らしている人間とは違った面でいろんな場面に出向かなきゃいけないと、そういうことだと思います。

それから、何ですかね、その一方で、現在やられている皆さんはお金が少ないから大変だということをあまり口に出しているわけじゃないと思います。本当に委員の皆さんの善意、志、そういったことで成り立っている組織でありますので、今まで長い間続いてきたと思います。

しかしながら、75歳前後の皆さんをお願いしているそうですが、今日の社会変化の中で、今の75歳の皆さんだって働いています。元気な方はそれなりに仕事を持ったりしていますので、こういった本当にボランティアだけでやっていくということが非常に難しくなっているという状況であります。ましてや、お仕事を持っている方がこういった委員に任命されれば、大変な、何ていうんですかね、その人にとっては重責になると思います。

したがって、お金をあげればどうこうっていうことではないんでしょうが、せめて、そういったことに、一日の仕事に見合うようなお金は払えなくても、今の村で払われているお金以外にもう少し何か後押しをしていただければ、また気持ちよく委員の皆さんに働いていただけると、そんなような思いもしますので、この後、そんな質問に入ってまいりたいと思います。

県は国が目安とする75歳未満としている委員の年齢を昨年12月の改選時から独自に撤廃をしたそうです。

それから、国は民生児童委員を補佐する協力員を配置した市町村への補助を検討しているということも書いてありました。しかし、県内でそういった補助対象の自治体は今のところはないというふうに書かれていました。

それから、全国の民生児童委員連合会は無償ボランティアの維持を積極的には求めていないとしているが、給与は委員制度の理念にそぐわないと説明しているそうで

あります。

また、県の民生委員児童委員協議会連合会は委員が活動に充てられる資金の増額を厚労省に求めているということも書かれていました。

私は、先週、国会議員とちょっと会う時間がありましたので、このこともちょっと申し上げて、今、国の状況はどうかというような話もしましたが、話としては国会のほうにも上がっているそうです。しかしながら、厚労省を中心としたこの制度について大きく考え直そうというようなところにまでは至っていないと、そういうお話でしたので、私たちというよりも、民生児童委員の皆さんたちが少し声を大きくしていけば国のほうも少しは見直していくような状況ではないかと思えます。

私も長く議員をやらせていただいておりますが、こういった民生児童委員の報酬に関する質問ってというのは、私も初めてですし、私は村内では今までになかったように記憶しております。

委員の皆さんがこういった自分の報酬の発言をするっていうことは何かちょっとタブーみたいな考え方かと思いますが、今はこういう時代になって、民生児童委員の皆さんが本当に気持ちよく働いていくためにはこういったところにもきちんと注力していかなないとこの制度が持たないんじゃないかと思えます。

それで、私は、村の独自の活動費、今以外、先ほど課長のほうからお話があった報酬以上に、これが中川村以外にもあって高いか安いかはちょっと私も存じ上げておりませんが、もう少し何か村として委員の皆さんたちにそういった面で後押しができないかということを検討したらどうかっていうようなことをお伺いしたいと思えます。

それから、村長には、村長も役場の経験が長いもんですから、今まで、かつて、そういう民生委員の皆さんたちのこういった問題が発生したかどうか、それから、首長の皆さんたちと色々な場面でお話する機会があるかと思うんですが、そういったような、こういう民生児童委員の問題というのが話題になるようなことがあったかも一ちょっとここに細かく質問を書いてないんですが、ちょっと村長からもお話をいただきたいと思えますが、どうでしょうか。

○保健福祉課長

すみません。最初に、質問にあります成り手確保の課題、また活動費の関係を保健福祉課から先に回答させていただきます。

すみません、先ほどの答弁でちょっと間違えて言ってしまいましたので、ちょっと修正をお願いします。委員の皆さんに報酬と活動費を支払っておりますが、報酬は会長が年額13万4,000円ほどになります。先ほどは10万4,000円と言ってしまったようで、すみません、13万4,000円に修正をお願いします。

それで、議員がおっしゃるように、成り手確保、先ほどからも言っていますように、非常に確保するのが難しくなっております。

その課題としましては、やはり年齢の基準が民生委員のほうは言われておりまして、できる限り75歳未満の者というところでありまして。

それで、会社員等の場合は雇用主の理解があるか民生委員の活動時間を確保できるかなどの選任基準が設けられており、前回の改選でもありましたが、適任者であって

も社員である場合は委員を受けてもらうのが難しい現状がある、このような状況であります。

ですので、議員がおっしゃるとおり、定年延長により今後ますます成り手を探すのは難しくなってくるっていうような状況もあります。

それで、村として独自の活動費の支給というところではありますが、そういうわけで、民生委員の皆さんには報酬と活動費を支払っております、報酬は村の基準で支払いをしております。民生児童委員の皆さんには福祉事務調査員の職を村から委嘱しております、その報酬となります。

委員の任務としましては、高齢者、児童、障害者及び母子・父子家庭等の生活状態等を調査することとしています。

それで、調査をしていただいて、先ほど言われた新聞の記事のように24時間体制の自治体もありますけど、一応、中川村としましては、こんなような感じで生活実態を調査していただいて、無理のない範囲でやっていただいて、その後は保健福祉課のほうに情報を提供していただければ、あとは役場のほうで動くと、そのような体制を取っており、24時間一生懸命やったださいっていいようなことまでは言っておりません。一応、そんなような状況です。

それで、民生児童委員の委嘱は国が行うことありますので、国としても委員の担い手確保が難しくなっているっていうことは分かっております、一応、令和6年度の予算では担い手確保対策として民生委員が活動しやすい環境の整備や担い手確保に向けた自治体の創意工夫による取組を支援すると言っております。

もう次の改選がすぐに来ますので、それに向けて国の支援の内容や報酬の検討等も併せてしていきたいと思っております。

○村 長 民生児童委員さんにつきましては、私も職員として福祉の係長を仰せつかっておりましたので、そこで民生児童委員の皆さんとは連絡が取れておりましたので、ちょっと申し上げたいと思います。

先ほどの例ですと、年間活動時間、うちは月平均7日ということですから、どうも——145日というふうにおっしゃったと思うんです。それは塩尻の例かと思いますが、月12日くらいということになります。

それで、私どもは月に7日っていう数字、これは、民生児童委員会っていうのは、どういう活動をしてきたかっていうのを毎月集計して、全体で月1回ずつ民生児童委員会を開きますので、固有名詞は出しませんが、そこでいろんなケース、ケースでこういう問題があったんで、こんなようなことはどうだろうかと、その取扱いの方法について研修をしたりして、非常に困難な事例の報告やなんかもやっておりました。恐らく今もそうだと思います。

それで、中川村の例を申しますと、単独の地区で1人が出ている——1人というところもありますし、複数の地区の中で1人というふうに民生委員さんを暗黙の了解というかで決めて出していただいております、地区担当という形でやっておるということです。

もう一つ、主任児童委員という方が2名いらっしゃいます。これも民生児童委員さんで、主任児童委員という方は、特に幼時から児童、特にそういう部分についての専門家という位置づけで活動していただいておりますので、大きくは地区を片桐、南向というふうに分けてありますけれども、地区割という形ではなくて広く活動していただくと、こういうふうな制度になっておるということです。

それで、実際には、報酬の話、報酬とか、いわゆる活動に見合った費用というお話があったわけですけど、私の中では、むしろそこが問題ではなくて、塩尻の例を私も読ませていただきましたけれども、あそこはやっぱり担当の地区の方がよく見えていない——見えていないっていうか、かなり大きなところをカバーしていると思うし、そういう意味からいうとかなり無理があるのかなというふうに思います。

やはり民生児童委員さんの仕事っていうのは、例えば地区の困っているという人とか、当然相談が来ますから、そういう方のところへ訪問をして、その仲立ちをして、それを村あるいは包括支援センターのほうにこういうケースがあるよっていうことをつなげていただくっていうことを主な仕事にしないと、自分が解決して飛んで歩くなっていうことは、これをやってしまうと、もう無理です。無理ですので、やっぱりそのことに徹していただくっていうことがまず1つです。

それと、もう一つ、民生児童委員さんの大きな役割として、最近是非常に災害等が多いもんですから、例えば災害弱者と言われる独り暮らしの高齢の方ですとか妊婦さんとか、例えば避難指示が出たときにこういう皆さんがどうやって避難するのかっていう前に、地区の中にどういう方がいるんだと、どういう状態の方がいるんだっていうことを民生児童委員さんも交えて、要するに地区単位でお話の中でこういう方がいるんですよっていうことをまず地区の中で知ってもらえるような活動を一緒にやっております。

やっぱりこういうことが大事であって、塩尻の例のように、例えば、確かにその方の支援に行くまでに頼ることはよく分かるし、当面、方法とか支援が決まるまで時間がかかるのでその方が車に乗せて病院に連れていかれるとか、こういうことは、ちょっとうちのほうとすれば、よく地区が見えているはずだと私も思っているんです。昨日5番議員のお話もありましたけど、小さくて、小さいながらいいところは、やはりそういうところはかなり見えているっていうことだと思っています。

本当の意味でいったら、やっぱり民生児童委員の皆さんは、村と地区の困っている方とか、そういう方とのつなぎ役、通報者っていう言い方はありませんが、まずはそれに徹していただくことです。

ただ、お年寄りによって非常に志向性が強かったりすることは事実ですから、例えば、よく行ってお話をしながら調子はどうかだいていうような形でお茶を飲んだりしていくということも、これは大事な仕事だと思っております。そういう意味では結構時間を潰すことになっていきますから、会社にお勤めしながらっていうことはかなり無理があるのかなと、こんなことも思っております。

ですから、課長のほうでも申し上げたとおり、定年延長やなんかになってきますか

ら、これから受けていただく方っていうのは年々厳しくなっている、これは事実ですけど、報酬が活動に見合うっていう物の見方は、これは、それなりのものがあればいいんですけど、それよりも、やはり村の包括支援センターとか担当する行政のほうとかに連携が取れるかということに問題の本質があるんじゃないかと思えます。

そうしないと、民生児童委員さんはここまでやるんだという、やるべき仕事を、他人のうちのところまで行って、それを一人で抱えてっていうふうなことをやっちゃうと、こんなのは誰も受けることができませんので、ぜひそういう方向で、やっぱり行政のほうから、むしろこういう仕事なんですっていうことをちゃんと分かるようにしていく必要があるかなというふうに今は思っております。

○9 番 (大原 孝芳) 村長、あと近隣の首長さんたちの中でこういった話っていうのを話したことがございますか。

○村 長 それは、ありません。  
首長の中で話が出ておるのは、この問題ではありませんが、実は、福祉事務所っていうか、あ、伊那養護……(保健福祉課長「児童相談所」と呼ぶ) ああそうだ、すみません。児童相談所の問題です。

実は児童相談所って大体の人口で言ったら 40 万人に1か所っていうふうになっているんですが、上伊那はどういうふうになっているかっていうと、伊那から北は諏訪なんです。諏訪の児童相談所のほうに相談が行きます。それで、宮田から南、飯田、下伊那は、大瀬木にあるんですが、飯田の児童相談所へ行くということです。

行政単位で要望を持っておりますのは、上伊那に1か所どうしても児童相談所が欲しいということで、毎年、県、国には要望しておりますけど、共通の話題とするのは、まず児童相談所の設置、当然、早く対応してその職員を派遣してもらえるようにということでは一致をしておりますけれども、民生児童委員さんに関しては、その話は出ておりません。

○9 番 (大原 孝芳) 今、課長と村長のお話の中で、ちょっと私も今思ったんですが、中川村に対しては、この信濃毎日新聞の記事、塩尻とはちょっとケースが違うというようなお話だと思います。

それから、仕事の内容も、記事によりますと非常にハードだっていうことなんですけど、村ではそこそこ、行政にちゃんとつなぐことまでが仕事であって、ある程度線引きしているっていうことですので、平均7日っていう日数からすると過重な活動にはなっていないっていうようなお話です。

それから、もう一つは、民生児童委員の皆さんの問題っていうのは、きちんと仕事の範疇を超えないようにしてあげて、ある程度担保してあげると、それからお金も報酬の問題じゃないっていうようなことも言われました。

私の今回の質問は、もし本当に民生児童委員さんたちが悲鳴を上げておるとすれば、そういう仕事の内容も整理しなきゃいけないし、報酬は、自分の思いと、そして仕事を休んでまで行かなきゃいけないようなケースの場合には何かしてあげて、もう少し後押しをしてあげれば、気持ちよく受けていただけて、またそういった民生児童委員

の職務に邁進していただけるっていうような思いで述べているんです。

あれですかね、例えば担当課では民生児童委員の皆さんの会合には一緒に出席されるわけですよね。そういう報酬面についての意見っていうのは過去に出たことっていうのはありますか。

○保健福祉課長 報酬に関しては、私は特に聞いたことはないです。

○9 番 (大原 孝芳) なかなか言いづらいことだろうし、例えば私もこういった記事が出ない限りは、そこら辺も……。多分たくさんはもらっていないだろうとは思っていたんですが、こういうふうに出てくると、新聞記事みたいに出てきちゃうと、何か村もひどい状態になっているんじゃないかっていうような思いで言ったんです。

先ほど申し上げましたように、実際にやられている民生児童委員の皆さんに私が聞き取りしているわけじゃないもんですから、今は行政側の意見ですので、また次の会合があったときにはこういうようなことも話として出るかと思っておりますので、そこら辺もまた確認していただければいいと思います。

したがって、結論的には、独自の活動費の支給を検討するということはしないという結論でよろしいですかね。

○保健福祉課長 一応、先ほどから言っています報酬と活動費で、報酬は村の基準で、独自というか、今も払っているんですけど、村の基準で支払いをしておりますので、こちらのほうはまだ改正の余地はあると思っておりますので、そちらのほうで対応はしていきたいと考えております。

○9 番 (大原 孝芳) これ以上申しませんが、民生児童委員の重要性っていうのは住民の皆さんも分かっていますし、本当になくってはならない組織ではあります。したがって、委員の皆さんたちがこういった行政とタッグを組んで——任期は3年で、結構長いですよ。それから、恐らくみんな2期ぐらいやられるんですかね。非常に大変な職務だと思いますが、ぜひ後押しをして本当に負担に思われないような組織になっていただくことを願っております。

以上で、次の質問に参ります。

2問目は「村における再生可能エネルギー運用の可能性について」ということで質問したいと思います。

せんだって建設環境課のほうで中川村地球温暖化防止実行計画に関するアンケートまとめをいただきました。それをちょっと見させていただきながら、ちょっとまた話を進めたいと思います。

まず、アンケートの結果は、これからこれをまとめて次の段階のステップに入っていくと思うんですが、まだ中途なもんですから、出たばかりだと思うんですが、私もばらばらと見て、傾向なんかは読み取れると思うんですが、担当課のほうではこれを何か分析したとか、そういうのがありましたらちょっとお話をいただきたいと思いますが。

○建設環境課長 まずアンケートについてであります。

中川村地球温暖化防止実行計画に関するアンケートということで、今年の7月から

8月にかけて住民や村内の事業所に対して行っております。552人の方に依頼しまして226名の方から回答があり、約40%の回答率という内容でありました。

アンケートの集約については、今9番議員もおっしゃったように中途でありまして、今後まとめを行っていくという段階でありますので、それを踏まえて現時点での分析についてお話をさせていただきたいと思っております。

地球温暖化問題に関しましては「関心がある」というふうに答えた方が約90%を超えております。

政府や村が掲げます2050年カーボンニュートラル、こちらについてはまだ浸透していないというふうに考えております。

地球温暖化防止対策については、行政と村民が一体となって進めるべきというような答えが70%を超えております。

このような状況から、現在、案づくりを進めております地球温暖化対策実行計画(区域施策編)、こちらにおいて対策、具体案を盛り込み、またその対策の推進に当たっては広く村民に携わっていただけるように工夫していきたいというふうに考えております。

住居や事業所における太陽光発電や蓄電池の普及に関しては、特に設置等の費用面に不安を抱えている方が多くいるというふうに感じております。設置等に関する国や県の補助金もございますが、村としてできる限りの支援ができるように考えていきたいというふうに思っております。

また、身近でできる省エネや節電対策等につきましては、多くの方が常日頃から意識を持って生活をされているということが分かってまいりました。

再生可能エネルギーをつくり出すことは重要というふうに思いますが、省エネやエネルギーの有効利用に関しましても村民への情報提供などを行っていきたいというふうに考えております。

○9番 (大原 孝芳) 今、課長が言われましたように、確かに、あれですよ、住民向けと法人向けで見ても、ほとんどの方が、何ていうんですか、今のカーボンニュートラルに向けては村も宣言をしたんですが、回収率は低いんですけど、それなりにそれに対して関心が、やっぱり多くの方が前向きに捉えているってことだけは読み取れました。

そういった中で、まだこれからいろんな計画書の策定に入っていくんですが、まず、私も可能性についてだけです、具体的なことは多分何も持ち合わせはないですし、私もそれほど準備して資料として持ち合わせていませんので、お聞きできないんです。

しかし、まず太陽光発電については、皆さん、自分のおうちの屋根に載せている方、それから広くメガソーラーみたいにやっているのも村の中では散見できますし、それから、それについての土地の利用の仕方についても非常に問題があるということできんざ議論がされてきました。

それで、村長の考えで公共施設にはなるべく太陽光パネルを載せていこうという

お話なんかで進めてきていますし、この前も歴民館の屋根にソーラー発電を考えたかどうかという意見も議会のほうから出ていました。

そこで、地区に集会所施設がございますよね、なかなか個人の屋根に税金を投入することはできないんですが、例えば地区の集会所にパネルを載せて発電して、売電っていうよりも——地区の集会所はなかなか稼働率が低いものですから毎日電気を使うわけじゃないんですが、先ほども話がありましたが、今は蓄電池の機能を持つものをつけることによって——今まで以上に蓄電池も小型化されて、なるべく大容量を蓄えられるというように進歩していると思っております。

ですので、地区の建物を公共施設っていう捉え方をすれば、例えば今も村の予算を使っているんな施設に、例えばLED照明にする——宝くじの還元金でしたかね、これを使ってやっているんですが、そういうことの可能性っていうのは考えられるかどうか、まず具体的にお聞きしたいと思っておりますが、どうでしょうか。

○建設環境課長 各地区集会所施設の太陽光発電にありましては、その多くは有事の際の1次避難所であるということ、特に停電時における電源確保手段としての屋根ソーラー発電設備や蓄電池の設置などは有効であるというふうに考えます。

なお、非常時における電源の確保や売電収入による地区負担軽減などについても有効であるというふうに考えておりますが、集会所の立地条件や地区の財政状況など、設置できる地区とできない地区があると思われま。設置に対する補助による支援については十分な検討が必要であるというふうに現時点では考えております。

○9番 (大原 孝芳) 今、課長の答弁では有効であるというようにお話を。

それで、地区によって財政状況も違いますので、全額を村というわけにはいかないでしょうから、住民の同意もなければいけないでしょう。

それからまた、今言われるように屋根の向きですよ、それによって合わない地区もあるでしょう。

それから、災害のときの1次避難所としてのときに何とか使えないかってことです。

それから、例えば昨今の夏の暑さとか、そういうときに、もし冷房施設があれば自宅よりも集会所施設のほうが涼しい、そうであれば、その電気を使いながら、子どもさん、お年寄りたちのたまり場になれるっていう可能性だって考えられますよね。

地区によって違うんでしょうけど、今、集会所の利用率って——例えば文化公園のところは牧ヶ原の集会所がございますよね。そこはそういった多目的な意味で造られて、恐らく村から電気代が少し払われていると思っております。

拡大解釈なんです、そういったことが地区の集会所施設にも考えられればそういったことも有効じゃないかと思っておりますので、ぜひ、今のカーボンニュートラルのことの延長線上に、そういったこともちょっとまた、これからすぐにできるかどうかということとはともかく、そういったことも議論して住民を巻き込んでいけたらいいかと思っておりますが、今後そんなようなことも考えられますかね。もう全く可能性はゼロっていうんならこれ以上言いませんけど、どうですかね。可能性は数%くらいあるかど

うか。

○建設環境課長 可能性はゼロではございませんので、各種の状況であるとかその地区の財政状況等を勘案させていただいて、今後検討をさせていただければというふうに思います。

○9 番 (大原 孝芳) じゃあ、総代会じゃなくても、こんなこともあるくらいの話ぐらいは話題に出していただいてもいいかなと思いますので、ぜひまた……。まだ拙速であるというならいいんですが、そういう時代だと思うんですね。ですので、タイミングはお任せしますので、前向きに捉えていただきたいと思います。

次に、中川村の中での小水力の発電については、過去にありましたよね、調査して、中川村で小水力発電は無理だっような、河川に該当しないっような、ちょっとすみません、あまり詳細の記憶はないんですが、過去に調査して駄目だっような、できないっような結果が出ていましたよね。

それ以降、私もちょっとちらっと聞いたもんですから、例えば中川村の河川で小水力、実施母体がどっかにあるとかじゃなくて、そういった小水力発電をできる河川があるのかなのっかっていうことをちょっとお聞かせ願いたいと思いますが、どうでしょうか。

○建設環境課長 村内におけます河川での小水力発電の可能性に関しましては、今回の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定業務に当たりまして村内数か所が候補地となり得るかの初歩的な調査を実施しております。

業務受託業者からの中間的な報告では、少なくとも四徳の1か所で可能性があるのではないかっようなことであります。

今回の調査は、まずは設置の可能性があるのかどうかというレベルのものでありますので、具体的な調査まではまだ行わないという状況であります。

なお、河川で小水力発電を行うには、十分な量の流水が常時あることや取水口から発電設備までの高低差が必要であることなど立地的な条件をはじめ、河川管理者との調整、水利権や送電線の状況、設置事業者や運営事業者の想定、損益想定など、多くの課題があるというふうに考えております。

○9 番 (大原 孝芳) 四徳川が可能性あるという話です。私も何となくそんなような話を聞いたもんですから、これは大きな進歩だと思うんですね。

やっぱり、私たち全員じゃないんですけど、総務経済委員会でもいろんな県外の小水力施設もいろいろ見てまいりましたし、それから、もしそれができて——私が見たのは、山梨県北斗市の土地改の水でやっている、八ヶ岳の麓でやっているのを見てきたんですが、確かに水利権の問題もそうだし、またごみが詰まるって、その管理が大変だっような話も聞いて、しかしながらきちんと動かしてそれなりに実績を上げているということです。

それから、飯島町は、もう既に実際に、あれはNPOだかですかね、水力発電所も稼働して、与田切のほうでやっていますよね。

ですので、中川村で可能性があるっということがあれば、これは大きな一歩だと思いますので、ぜひ今後どういっようなことが——できないかもしれませんが、しかしながら

○建設環境課長

可能性があるというっことであれば、ぜひそれも盛り込んでいっただくというっことでありますので希望が持てるっと思います。

次に木質バイオマス発電についてお聞きしたいっと思います。

せんだって中部伊那の議会の会議がありまして、村長、副村長、教育長も出ていただいた中で、一応県のほうへお願いしようっということでまとめた意見の中に、木質バイオマス発電を中部伊那の各4町村で考えていこうと、ぜひそういっしたことを県も通してほしいというっような議案が採択されて、これから持っていくかっと思うんですが、そういっした経緯もあります。それは、飯島町からは昨年もお出していました。

それから、ついせんだって、総務経済委員会のほうでは、委員長が調べてきて、群馬県渋川市で木質バイオマスの実際の、これは民間なんですけど、それを見てきました。もう非常に新鮮に見てきましたし、本当に驚いたし、実際にここまで来ちゃっっているなっような状況もありまして、それでコストも聞いて、それが思ったより安いというっようなことであったりしました。

それから、今、村では望岳荘にまきボイラーを入れていますが、発電ではないんですけど、それも一つの木質バイオマスの利用であります。

それから、木質バイオマス発電っというのは、私の最初のイメージは、木を——F・POWERのこの前ちょっと県でやろうとしたのは、あれは燃焼させるんですけど、私たちが見てきたのは、木をチップにして、それをガス化して、そのガス——水素で発電機を回して電気を起こしているっようなのを見てきました。これは非常に村にとっても可能性があるんじゃないかっと思って見てきました。

したがって、また違う場面では委員長のほうから報告があるっと思いますが、ぜひ今後はこういっした担当者もそういっした先進地を見ていただいて、中川村の中で可能性があるものについてはぜひ進めていっただきたいっと思います。

特に中川村は、木の若い彼らが新しく会社を始めたりして、木材の利用についてもまだ始まったばかりです。しかしながら、やる気のある人たちがいますし、また恐らくつながっていくっと思います。

したがって、そういう人たちのためにも、木質、材木を利用しながら、循環、また経済を進めていくと、阿部知事との懇談会のときにもしっかりそういっしたことを村長は発言されていっしたので、ぜひそこら辺も絡めて今後進めていっただきたいっと思いますが、木質バイオマスの可能性についてお聞きしたいっと思います。

小規模バイオマス発電につきましては、国の動向として、2015年よりFIT制度の買取り価格に新たに木質バイオマスの小規模枠が設けられまして、採算面から事業化が困難だった小規模発電を国としても買取り価格面から促進を図っているという状況であります。

小規模バイオマスの一番のメリットにつきましては、燃料集荷規模が小さく、安定的な燃料調達が可能であります。

しかし、既に各地で大型の木質バイオマス発電が行われ、原料調達も出来上がっている段階であることから、新たな調達を始めるには課題が多いというふうにも思われま

す。

小規模であるがゆえに、原料の乾燥や製品化など厳格な製品管理が必要となるということも一つの課題というふうに考えております。

○9 番 (大原 孝芳) 今そういういろんなことをやろうとして、全国でそういうのが始まっていますよね。

それで、私たちが見てきたのは、小規模っていうこともそうなんですけど、何のために小規模でやるかっていう意義は、やっぱり小さいからできることなんですよね。だから、大きな発電をした、容量を大きくすることが目的じゃなくて、小さいエネルギーを、例えば家庭でいえば二、三十戸ぐらいのエリアの電気をつくって、そこで農業に使ったりして、いろんな、例えば最終的には給湯とか、そういうところまで回るでしょう。だから、そういう目的に使っていますので、今、課長が言われたような見方もできるんでしょうが、ちょっと視点がまた違っていると思うんです。

私もそんなに細かく勉強しているわけじゃないもんですから、ちょっとそれ以上は言えません。

ですので、いろんな見方があるもんですから、中川村に合ったやり方、つまり、なぜ中川村でやらなきゃいけないかっていう、そこら辺がきちんと——私も最初の一步が大事だと思いますので、慎重にやることはやぶさかじゃないんですが、ぜひそういった面で、これだけ住民の皆さんがアンケートの中でそういった世の中の今の流れに乗って地産地消の電力を考えていこうっていうときに来ていますので、何らかの方向で結論を出していくことが行政の仕事じゃないかと思っておりますので、ぜひ、またいろいろ共に勉強をさせていただきながら前へ進めていっていただくことを期待しまして、一般質問を終わります。

○議長 これで大原孝芳議員の一般質問を終わります。

次に、8番 大島歩議員。

○8 番 (大島 歩) 私は、さきに提出いたしました一般質問通告書に基づきまして3問の質問をいたします。

1問目ですが、「地域の教科書」中川村版の作成を」ということです。

中川村へ移住されてきた方、また結婚を機に配偶者の住む地区へ入られた方などから地域の行事のことや地区費のことなどが後から分かって驚いたり困ったりしたことがあるというお声を聞くことがあります。

中川村では2022年に定住・移住ガイドブック「暮らそう、なかがわ。」を発行しており、中川での移住・定住に関する情報が分かりやすくまとまったものがあります。

しかし、各地区の事情となると、なかなか事前には見えづらいというのが現状ではないかと思っております。

そこで、村の行政と地区の皆さんで協力して作る「地域の教科書」中川村版作成について提案したいと思っております。これは伊那市の「地域の教科書」の取組を参考にさせていただきます。

伊那市では移住・定住相談窓口で電話や窓口での相談が1か月に20件ほどあると

のことで、その相談内容は、住まいや仕事、冬季の生活に対する不安——降雪量や道路の凍結など、また移住支援策など、多岐にわたるそうです。

また、移住後に区費や自治会への入会の有無などをめぐってトラブルが起こることもあり、移住・定住を希望する人が自治会や地域への理解を深めるための資料として地域の慣習や行事などが一覧できる「地域の教科書」を作成しています。

資料1を御覧ください。

「地域の教科書」には、地域の特徴、行事、役員、お金に関わることから学校や医療、ごみ出しなど、生活に役立つ情報なども載っております。

こちらですね。(現物を示す)全部で4ページ、A4の裏表みたいな形であるんですけども、伊那市役所の企画部地域創造課地域振興係というところがこちらのほうを作っているそうなんですけれども、こちらで「地域の教科書」を御担当されている職員の方にお話をお伺いしましたところ、130の地区がありまして、これを全部ホームページに掲載していますと、それで、移住希望の皆さんは、ここがいいなみたいなふうに思ったら、もうかなりその地区のことをめちゃくちゃ調べてから来られているっていうふうに感じますということです。

それで、移住者の方からは、これだけ事前に分かっていると安心であるっていうような声を聞いているということです。

また、不動産関係の方にもアパートを建てる時などには事前に御覧いただいて、この地区はこういう状況ですので、ちょっと事前に御承知くださいというようなふうで、そういうふうにも活用されているっていうことで、様々な場面で使われているのではないかということがうかがえます。

また、係の方からは、入区費や地区費などは毎年一覧にして区長の皆さんに見ていただき、自分の地区の在り方を見直すきっかけにさせていただいているというお話もありました。

とはいえ、「地域の教科書」でトラブルがゼロになったかということ、そういうわけではなく、「地域の教科書」があるとはいえ、移住者の方からは、そうはいつでも、やっぱり区費の使い道とか地区の運営方法が分かりづらいから地区には入りたくないというような声が上がったりですとか、もともとの住民の方からは地区に入らないなんておかしいっていうような声が上がったりということもまだまだあるようです。

それで、市としましては、地区に入るように強制とか指導はできないのですけれども、いざというときの助け合いとか目に見えないメリットもあるんですよということをお伝えして、できるだけ加入していただけるようお願いしているところだということでした。これは本当に中川村でも全く同じような状況かなっていうふうには思います。

伊那市としては、引き続き「地域の教科書」などを活用して事前に情報を共有することを大切にしつつ、こういうところがうちの地区の自慢だよというポジティブな発信も大切だと感じているようです。

確かに、「地域の教科書」を見ていると、普通では知ることのできないようなローカ

ルな情報が載っていて、眺めているだけで、私も本当に伊那谷は豊かな場所だとか、伊那市のあのところに行きたいなと思えるようなことも書いてあって、大変親しみがわきます。

上記の事例を参考に、中川村でも地域の教科書を作成することで、事前の情報提供により、手間——手間ってというのは情報を一から十まで全部口頭とかで伝える手間とか、それからトラブルなどを未然に防止するってということと、信頼感を得る——移住してくる方からああこの地域はちゃんと情報を出してくれるなというような信頼感を得るってようなこともありますし、地区では当たり前だと思っていることを見える化して自身の地区の在り方を考え直すきっかけにもなったりするとか、地区の魅力を再発見すること、移住者にとっては居住場所を選ぶときの参考となり、移住後も役立つといった意義、メリットがあるのではないかと考えます。

課題としては、最初のひな形を作成するのに時間とコストがかかることが考えられます。若い人にも親しみを持ってもらえるようなデザインは大事なので、伊那市と同様に最初はプロにお任せすることもよいのではないかと考えます。

また、もちろんこれは地区の皆さんの御理解、御協力があることで、大変ここは必要になる部分だと思うので、まずはできるところから進めていくというような柔軟性ですとか、原稿作成や情報整理って、原稿を書いてくれっていうと、ちょっとなってハードルが上がってしまう方もいらっしゃるかもしれないので、本当に行政なり業者さんとかにも入っていただいてサポートしていくっていうような体制もあればいいのではないかなというふうに考えております。

「地域の教科書」の中川村版の作成について村の考えをお伺いいたします。

ただいまの「地域の教科書」中川村版の作成をといったことに対してお答えをさせていただきます。

中川村における移住相談につきましては、伊那市ほど件数はありませんけれども、月に数件程度はあるのが現状であります。

主には空き家相談となっております。村の状況や制度については、先ほど議員さんのおっしゃったとおり、「暮らそう、なかがわ。」を使いまして住まい、子育て、教育、医療等について御説明を簡単にさせていただいている状況であります。

その際には地区加入についても御案内をさせていただき、地区の加入金や地区費の負担、共同作業等もあることも併せて説明をさせていただいております。ただ、各地区独自のいろんな作業であったり、集める金額だったりも違いますので、そういった具体的などころまでは踏み込まず、多くの地区でこういったことがありますよと、そういった概要の説明にとどまっている状況であります。

相談を進める中で移住が具体的にってきた段階で該当地区の総代さんへ役場から御連絡をさせていただいて、その方とのおつなぎをさせていただいております。より具体的な地区の内容につきましては地区の総代さんなり役員さんのほうから説明させていただいております。

御提案のとおり、「暮らそう、なかがわ。」ではお伝えできない地区の慣習や行事等、

様々な場面、これは紙媒体であったりホームページであったりを想定しておりますが、一覧でそういったものが分かることは移住を考えられる方々にとって有益な情報と考えます。

移住をする際、もしくは地区加入して生活する際の地区の加入金の有無、地区費等、必要になってくる金額につきましては、移住希望者にとっては重要な情報と思いますが、地区のこういった情報の公開につきましては、議員もおっしゃったとおり、地区の了承も必要となってきます。このことについては、総代会において地区情報の公開について提起し、総代の皆様と協議することを検討してまいりたいと思っております。

ただし、公開できる情報などについては、今後は積極的に公開するように、早期に努めてまいりたいと思っております。

昨日の4番議員への答弁にもありましたとおり、総代会と村では、各地区の役員体制、地区費、加入金、行事、作業などの状況を集めまして、各地区の運営の参考になるよう総代会で情報提供を行ってきていますが、これはあくまでも総代会の中での協議資料ですので、最初のひな形——テンプレートの作成についても御提案をいただいておりますが、まずは地区との協議を先行して進めていくことを現段階では考えております。

○8 番

(大島 歩) ただいまお答えいただきました。

まずは地区の皆さんの御意向というかがどういうふうなのかっていうところも大いに大事なところだと思うんですけども、やっぱりそこをやる気になっていただくということもすごく大事なことかなと思っています。

私が今回この質問をしたのは、やっぱりちょっと悲しいことがあって、中川村に住む前に通っていた頃は中川村が好きだったんだけど、やっぱり住み始めたら地区といろいろあって好きじゃなくなったみたいな、何か、あんなに移住者に来てほしいって言っているけど本当に中川村は移住者に来てほしいと思ってるんですかみたいなちょっと厳しいことを言われたことがあって、私は大変中川村が好きなので、とても悲しかったんです。

私自身は、嫁という立場でたまたま中川村に来て、たまたま中通地区っていうところに入って、やっぱり最初はびっくりすることもあったけれども、慣れてというか、まあこういうものだろうなということで受け入れてきたし、もうどこにも行けないっていうか、何ていうか、そういう覚悟でやってきているんです。

しかし、やっぱり2人ともIターンの御夫婦とかがなると、やっぱりここには住めないなっていうふうに判断されることもある、そして出ていってしまうっていうようなこともあるのかなっていうふうに思っております。それは本当にもったいないことだかっていうふうに思っているんですよね。

あとは、やっぱり最近では地区に加入されないっていう選択をされている方も増えていて、そこももったいないって思うんですよね。

やっぱり、いざというときの助け合いですとか、やってみればいいことっていっぱいあるっていうふうに感じていて、本当にそういう地区のよさみたいなことも伝えら

○地域政策課長

れるといいなっていうふうに思っておりますので、ぜひ、本当に村のほうにも地区の皆さんにも前向きに検討していただければいいなというふうに思っております。

(現物を示す) こちらに「移住者を助けるガイドブック 「集落の教科書」のつくり方」っていうことで田畑昇悟さんっていう方が書かれた本があります。

まさに伊那市の方も「地域の教科書」を作るときには多分これを参考にされたんじゃないかなっていうふうに思うんですけども、こちらのほうには、本当によいことも悪いこともちゃんと伝えようとして書いてあり、私たちは移住者の方に来てほしいから、中川村はこんなにいいよとか、やっぱりポジティブな情報しか最初はなかなか伝えられないって思うんですけども、後から中川村を嫌いになったとかって言われるとちょっと悲しいと私は思っていて、やっぱりそういうミスマッチとかは事前になくせればいいなと思うんです。

それで、こちらの本のほうには集落の教科書がもたらすものっていうことが書いてありまして、4つあるんですけども、1番目として、移住希望者に与える効果としては移住希望者の不安を解消するスイッチが入るっていうふうに書いてあります。事前に伝えることができるので安心、納得して移り住んでもらえるようになります。

反対に、集落にとっては思わしくない人をはじくフィルターの役割も担ってくれますと、うちの地区は何だかんだ言われてももう絶対に入会金10万円は変えたくないっていう思いの地区もあると思うんですよね。そうしたら、それはちゃんと伝えて、こういう、何ですかね、行事とかも絶対になくさないよっていう行事を大事にしている地区もあると思うので、ああ、じゃあこの地区はちょっと私には無理だなんて思う人は、もうそこに引っ越してこなければいいっていうことだと思ってしまうので、そういうミスマッチをなくすことにもつながると思います。

それで、2番目としては、移住先を決めるための参考資料っていうことの1つだった教科書が移住後は移住された方にとっては地域とうまく関わるための手引書という性質へ変わっていくというふうに述べられています。「地域の教科書」みたいなものの中に実際にはここはこうだとか何だとかいっていっぱい書き込みをして、うまくやっていくために移住者の方もそこで学んでいっていただく、そのためのツールとして活用されているということです。

それで、3つ目は先ほどから言っているように自身の集落のルールを見直すっていうことを促すことにつながっているということで、4つ目は社会に与える効果っていうことで、実態が分かる地域のほうが移住しやすいついていうことが述べられています。

例えば東京とか大阪に移住相談窓口みたいなのが——銀座NAGANOとかあると思うんですけども、そこにはいろんな地区があるけれども、そういうときに、何か実態がよく分からないところよりは、ちゃんといろんなことを明らかにして、こういうよいこともあるし、こういうちょっと大変そうなこともあるよっていうことが分かっているほうが、あ、ちゃんとそういうことをオープンにしてくれるっていうことで、移住する方にとっては信頼が増すと思うんですよね。

そういうふうにも役立てられるので、窓口の方が、あ、この地域はこういう「地域

の教科書」みたいなものがあるのでお勧めですよっていうふうに相談してもらえらるチャンスが増えるっていうようなことが書かれております。

ですので、ぜひ前向きに御検討いただけたらと思うんですけども、村長のほうにちょっと見解をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○村 長 その移住された方が中川村を嫌いになったというのは、本人の思い、想像と、実際に住んだ中ではちょっとうまく行かなくて、小さなトラブルから嫌いになったっていうことなんでしょうけど、地区は、確かに担い手が不足していますから、ぜひその一人として迎えたいという気持ちは皆さんが持っていると思います。

ただ、じゃあ移住されてきた方が、いわゆる中川村の地区が古くてその人に合っていないから中川村が駄目っていうことでは必ずしもないわけでありまして、ちょっとそこら辺のところ、一方的な考え方はちょっと違うんじゃないかなと思うと同時に、そういう方もいらっしゃるの、4番議員の昨日の議論の中で出ましたけれども、やはり地区自身も今の地区の在り方を見直していく時期はもうとっくに来ているはずですから、そういうことに手をつけて、かたくなであってはもう自分たち地区がどんどん歯抜けになっていくようなふうになりはしないかっていうことも考える時代だなと思っております。

それで、その本についてはまた参考にさせていただきますが、ちょっとホームページを少し外部のも含めて見直しをしていこうということを取りかかりますけれども、先ほど課長が申し上げたとおり、あくまでもこれは地区のそれぞれの情報ですから、今現在は情報交換の場でしかないんです。

ですから、自浄作用という失礼な言い方をしてはいけませんが、それが刺激になって、やはり地区を見直していただくこと、地区の中の制度を将来に向けて考え、見直していただくこと、その延長線で、ぜひ移住者等に自分の地域を知ってもらいたい、こういうものがちょうどうまくマッチングすれば情報公開してほしいということにもなるでしょうから、もう絶対にこれは駄目ですよっていうことではありませんが、あくまでも、やっぱり地区の皆さんの考え方一つだなというふうに思っております。

○8 番 (大島 歩) そうですね。嫌いになってしまったっていう方は、そうなる前にもう少しいろんなところに相談してもらえばよかったのになとか、そういうことも思うんですけども、そういう移住された後の何かコミュニティとか、地区だけではないコミュニティにつながるみたいなことも大事だと思いますし、事前に情報を出すことでうまくやっけていけるような本当に住みよい中川村になっていけるといいなと思いますので、お願いしたいと思います。

では2番目の質問に移ります。

「学校内の「居場所」づくりを」ということで質問いたします。

中川村では、現在、教育委員会を中心に新たな学校づくりプロジェクトが進められておりますが、新たな学校がつけられるまでの間も、つくられた後も、全ての子どもの権利と尊厳が大切にされるような中川村でありたいなと私は思っております。

さて、住民の中にもっと学校の話盛り上げようという動きがありまして、先日、

なかがわ夢みる学校プロジェクト実行委員会、これは議会便りにも載ったことがある団体ですけれども、こちらの村民座談会の企画で高校生の声を聞こうという企画がありました。教育委員会のほうでやった新たな学校作りセミナーの中にこのコーナーがありました。

その中で、現在高校2年生の中川中学校卒業生から中川中学校には気軽に友達と座ってしゃべったりできる場所が少なかった、そういう場所が欲しかったというようなお声がありました。

そこで、うちにも中学生の娘がおりますので、中1の娘に聞いてみたところ、確かにそういう場所はなく、それが当たり前だと思っているので教室か廊下で立って話したりしているっていうことで、そういう現状ということではありました。

世間では学校でも職場でも家庭でもない第三の居場所——サードスペースが大事だと言われて久しいですけれども、校内にも第三の居場所が複数あるとよいということが今は言われています。

図書館や保健室、中間教室といった存在もありますが、もっとオープンで、校内に子どもたちがいつでも気軽に利用しやすい居場所をもっとつくることで子どもたちの居場所の選択肢を増やして、学校がもっと過ごしやすくなったり、さらに楽しい雰囲気になったりしていけるといいなというふうに思っております。

資料2を御覧ください。

こちらは、今年度議会と教育委員会などで視察に行ったところになりますけれども、白川郷学園、それから王滝村、それからちょっと飛びますが広島県のSCHOOL“S”というところの事例です。校内や施設の一角にちょっとしたたまり場的な場所があり、子どもたちが遊んだり本を読んだりできるスペースがあります。

さらに、王滝村なんですけど、こちらはもう全校生徒が10名っていうような小さい学校ではあるんですけれども、こちらには毎週木曜日に地域おこし協力隊による校内カフェがあります。まほろば珈琲という名前でオープンして、ちゃんと看板なども立つんですけれども、こちらは地域の方や教職員の方、子どもたち、誰でも利用ができます。豆からひいた本格的なドリップコーヒーを無料で飲むことができます。豆代は地域おこし協力隊の活動費から出しているということでした。

9月にちょっとこちらのほうに見学に行かせていただいたんですけれども、そのときは本当に朝から地元の農家さんや教育長さん——どなたか年配の男性の方が座っているなと思ったら、実は後から教育長さんだって分かったっていうようなことです。あとは教育の研究に来ている大学生などもそこにいらっしやっていて、それで本当にいいなって思ったのは、先生方もコーヒーを飲みに来られるときもあるそうで、校内自体がちょっと柔らかいというか、とてもよい雰囲気だなというふうに感じましたし、何かコーヒーのいい匂いが漂っていて本当にうらやましいなっていうふうにちょっと感じました。

子どもたちは、最初は来たけど、苦いからあまり飲まないそうなんですけど、一応ほかにもスティックの、何ですか、溶かして飲むやつとか、何かあって、いつでも来て

いいよというふうで、飲物も提供されていますし、遊びに来ていい場所っていうふうになっております。

こうした事例に学びながら中川村でも校内の居場所を増やせるといいなというふうに考えます。

また、もし設置する際には、子どもたちや先生方にもちょっと意見を聞いて、一緒に自分たちが欲しい校内の居場所をつくろうというようなスタンスでつくれるといいのかなっていうふうに考えます。

大きな工事などはしなくても、当事者と共に考えて工夫できると面白いのではないのでしょうか。そういう中で、学校に関わる子どもですとか大人たちの自治意識、主体性も育まれると思います。

また、環境面への配慮から、わざわざどこかから買ってこなくても、今あるものや不用になったけどまだ使える椅子とかソファとか、そういうものも出てくるかもしれないので、そういうものを活用するか手作りするか、そういう選択肢がいろいろあっていいと思います。そういうときにどうしても不足する部分を村で応援できるというふうに思っています。

それで、娘たちに校内にそういうゆるっと過ごせてお友達とおしゃべりしたりできるような場所があったらどうかと聞いたら、もう最高っていうふうに言っていましたので、そういうふうになるといいなというふうに思っています。

中学校の教頭先生にお伺いしたところ、そういう場所があるとよいと思うんですけど、やっぱり予算が心配というようなことでしたので、お金の面で村が応援できるといいなと思います。

ちなみに、中学校にはフリースペースみたいなのところがあって、そこに教頭先生がベンチを置いてみたそうなんです。でも、何か、誰も座る子がいないのよねみたいな感じだから、やっぱりそれも、大人が一方向的に置いて、よかったら使ってねみたいな感じだと、なかなかちょっとみんな座りづらかったりするのかもしれないけれども、最初からどこに置いたら楽しそうかなとかっていうふうに子どもたちと一緒に考えることでみんなが使いたい場所になっていくのかなっていうふうにちょっと感じたりしました。

じゃあ、校内の居場所について教育長と村長の見解をお伺いいたします。

○教育長

初めに議員のほうから全ての子どもたちの権利と尊厳が大切にされるような中川村というお話がありました。

新たな学校づくりプロジェクトの中では、9月から地区懇談会や語り合いシリーズということで皆さんとの語り合いを進めているところでもありますけれども、子どもたちとも11月27日に希望する中学生と新たな学校や今の学校生活について意見交換をさせてもらいました。1年から3年まで45名、ああこんなに来るんだって逆にびっくりしましたけれども、45名が集まってくれて、いろいろお話を聞くことができました。

例えば今進めている新たな学校づくりプロジェクトの方向性については、ほとんどのお子さんがその方向について理解を示していただいて、数名、現状がいいっていう

お子さんがいたんですが、お聞きすると、やっぱり2校の小学校が一緒になって中学に行くっていう、その友達の関係がリセットされるような、そういう今の状況っていうのいいというような御意見だったと思います。

カードにも「よい取組だと思う」とか「小中一貫にすることで学校を変えるきっかけになり、活動の幅を広げることができるいいチャンスだと思った」というふうに中学生からも御意見をいただいて、ああすごいなっていう、いろいろ考えていただいているということを改めて感じた次第であります。

これからも子どもたちとのこうした対話の機会っていうのは大事にしていきたいと思っております。

校内において気楽に利用できる居場所づくりの御提案でございます。

今、議員からもお話がありましたように、今回、セミナーをなかがわ夢みる学校プロジェクトとコラボで企画させていただく中で、高校生の声を聞こうというものを企画していただきました。

運営上、ちょっと直接は参加できなかったんですけども、当日参加してくれた高校生にインタビューをさせてもらいました。やはり同じように、そのお子さんも学校では友達とのコミュニケーションを大事にしていたっていうような回答が返ってきました。

また、先日——27日にお聞きした中学生からの意見の中にも、友達と気楽に話せる談話室があるといっていることを言ってくれたお子さん、もっと先輩や先生と気軽に話して楽しく過ごしたいとか休み時間を増やしてほしいなどの意見もありまして、今の中学生の子どもたちもそうした同世代の友達とか先生方との関わり、そうした時間、気楽に関われる時間を求めているんだなということも意見として聞かせていただいております。

新たな学校につきましては、これまで御意見をいただいている中では子どもたちの校内における居場所というものも検討していく予定であります。

先ほど申しましたように、現に在籍している子どもたちにつきましてもホームルーム教室や特別教室以外で友達と気軽に話して過ごせる場や時間を求めているということが分かりました。

現状では、例えば、使える教室については、今は学校の学期集団とか学校になじまないお子さん方のために学校の中の間教室というような形で対応しておりまして、そういう皆さんの居場所としての使い方っていうことは進めておりますが、それ以外のところでは、多少手狭な部分があったりとかして、あるいは先ほどの子どもたちも言っている時間の確保っていうのは日課上の難しさもあるかなっていうことは思っております。

いずれにしても、子どもたちのそういう声も聞かせていただきましたので、まずは学校とも相談をするところから始めてみたいというふうに思っております。

○村 長 数人の方からというか、この間ありましたキャリアフォーラムっていういいですか、それに出た感想ですとか、子ども議会での発言ですとか、そういった中で、これからの

教育っていうか、学校も画一的に時間で縛り、時間の区切りの中で次の教科、次のところへ移動してっていうだけのっていうか、言葉は悪いんですけど、うまく管理していくような、それが中心の流れの中の学校では、やはり、やっぱりみんな息が詰まるのかなっていうようなことも最近は感じるところでございます。

それで、私としては、今年11月14日に子ども議会を開催して7グループ、11人の子ども議員の皆さんから貴重な提案をいただいたということでもあります。

村としましても子どもたちの意見を聞く機会を持っていきたいというふうに考えておりますし、何よりも学校生活が楽しく充実したものになる新しい施設が一番望ましいということでございます。

教育長の答弁のとおり、子どもたちの声は大事に受け止め、必要なスペース、施設面の整備は、村としても教育委員会と相談して、これは前向きに検討していきたいというふうに思いますが、いろいろ想像しておりますと、多少の工夫で済む話ではないだろうと、当然予算もかなり大きなものが要るだろうなということも感じながらお話を聞いておりました。

以上です。

○8 番 (大島 歩) 今、教育長と村長のほうから御回答をいただきました。

私はそんなに予算は要らないんじゃないかなとかって思ったりはしているんですけども、つい先般も村長室のソファとデスクが更新されて、その古くなったものを村の間教室のほうで使いたいっていうことで、ああいいことだなって思うんです。

でも、本当に中間教室の子もそこでゆったりできるといいと思うし、あとは中間教室に行けないで教室で頑張っている子たちというか——頑張っているというか、そう言う中間教室へ行く子は頑張っていないみたいになっちゃうんですけど、本当に全ての子どもがソファでくつろげるような学校になると中川村はとてもいい感じになってくるんじゃないかなというふうに考えております。

村内の方呼びかけて、もう使わないものはないですかとか、そういうのも子どもたちからやっていくと本当にいいなって思うんですけども、そういうふうに……。

でも、本当に予算をつけてくださるということであれば大変うれしいことだと思いますので、お願いしたいと思います。

今、村長ほうからこれからの学校っていうのは管理するような教育からもう少し違うものになっていくのではないかとというようなお話がありました。

でも、小学生の自殺する子の数が過去最悪であるとか、そういう話を聞くと、中川村はそんなことないだろうっていうふうに思うんですけども、やっぱり学校の空気を吸えない子も多分いらっしゃるのかなっていう気がして、それはその子のせいではないし、先生とか、そういうところのせいでもないし、何かそこをうまくできるような仕組みをみんなで一緒につくっていければいいなというふうに思っておりますので、よろしくお祈りします。

それでは3番目の質問に移ります。

「地域の脱炭素、エネルギーについて正しく学ぶ機会を」ということで質問させて

いただきます。

先ほど9番議員のほうでも脱炭素、カーボンニュートラルに関するお話がありましたけれども、2012年に再生可能エネルギーの固定価格買取制度——FIT制度が始まって以来、中川村にも太陽光発電施設が次々に設置されたことは皆さんも御存じのとおりだと思います。

一方で、村内に野立てのソーラー——土地の上に直接足を立ててパネルを置くってような、そういうやり方のパネルがどんどん増えるほどに周りの方々からは太陽光発電施設へのマイナス意見が聞かれるようになってきていると思います。

今朝もラジオを聞いていましたら、今年、熊がいっぱい出たのは太陽光パネルのせいだっという都市伝説じゃないですけど、そういううわさがネット上では今すごく飛び交っていて、それについて真実なのかっていうことで、それは全く因果関係がないっていうことだったんですけども。

でも、何でそういううわさが流れちゃうのかなっていうふうに考えたときに、やっぱり太陽光パネルは、森林を切り開いて太陽光パネルがどんどん設置されていくってようなメガソーラーみたいなものに対して、皆さんが不安とか、やっぱり自然破壊だよねとか、そういうふうに思うような意識みたいなものがあって、そういううわさが流れているんじゃないかなっていうふうにラジオでは分析をされていました。

それで、中川村で聞いている意見ですと、景観がよくないっていうことですかとか開発による自然や水源への影響、急傾斜地のパネル設置は防災面が心配ですとか、これは私が思ったことなんですけれども太陽光パネルの設置されている敷地では大量の除草剤が使用されていて不安、あとは、どこの業者がやっているか分からない——顔が見えないんですよ。それで、土地を貸している人には地代が落ちるけれども、地域にはそんなにあまりメリットがないっていった声があります。

それで、先ほど話のあった村民の方に実施していただいた温暖化防止のアンケートの中にもありましたけれども、やっぱり地域に利益が落ちていないってような現状がありまして、これはちょっと日本の制度面の問題もあると思うんですけども、例えばドイツだったかな——ちょっと違っていたら申し訳ないんですけども、は、設置されている地域にも利益がちゃんともう少し割合的に、何ですかね、落ちるような仕組みになっているっていうことで、こちら辺はちょっと国のほうに考えていただきたいという面もあります。

そういった不安の声がありまして、村のほうでは、太陽光発電施設が適正に設置、維持、管理、撤去されることで自然環境や良好な景観の保全、生活環境の保持、災害の発生防止が図られるよう、令和2年10月に中川村太陽光発電施設の設置等に関する条例を策定しました。これによって全ての不安が解決されるわけではありませんが、よくない太陽光発電施設を減らすことにはつながるのかなというふうに思います。

ただ、周囲の私と同年代の方と話していると、太陽光パネルは使い捨てだと聞いたとか、パネルの中には有害な物質が使われているって聞いたとか、そういった声があります。

それで、現在では大分リサイクルのシステムが進んできていて、もう品質の改善されたものが出回っているんですけども、誰かから聞いたって二次情報で漠然と悪いっていうふうに判断している人も意外と多いように感じております。かく言う私も、最近まで、ちゃんと勉強するまではそういうふうに思っているところもありました。

やっぱり正しい知識を前提として判断しないとったいなっていうふうに感じます。アンケートを見てもそうなんですけど、何だかよく分からないからちょっと手を出せないみたいなどころとかもあるなっていうふうに見えました。

今年3月にカーボンニュートラル宣言を出した村としては、脱炭素につながる再生可能エネルギー事業について、よくない事例っていうのを減らすっていうことももちろん大事ですけども、よい事例を増やすっていうことも大事だかっていうふうに考えます。

それで、官民一体って言葉が先ほども出ましたけれども、よい事例を増やすためには、まずは一緒になって学ぶっていうことが大事なんだっていうふうに思っております。

世界と日本のエネルギー事情ですとかトレンドはどうなっているのか、例えば、昨日でしたか、もう中国は日本を抜いてかなり太陽光発電が入っているよっていうような、すごい導入率になりましたみたいなニュースもありましたけれども、そういったトレンドですとか、地域エネルギー事業の先進事例、それから優良事例、それとよくない事例からもちゃんと学んで、再生可能エネルギーに関する不安や疑念を問いに変えて、中川村から実現可能なことがたくさんあるのではないかとといった視点からチャレンジ、行動へつなげていくことが大切ではないでしょうか。

食料や水と並んで、エネルギーは生活、地域経済には本当に欠かせないものだと思います。

ただ、もう今は私たちの身近じゃないものになっているような気もすごくするんです。値段のこと、価格のこととかはみんな気にしますけれども、それを自分たちの地域でつくって、自分たちで、何ですかね、つくれるんだよみたいに実感を持って考えている人はあまりいないのではないのかなっていうふうに思います。

それで、子どもから大人まで、どうすれば地域経済とか自然環境にとってもっとよりよいエネルギー事業ができるのかっていう観点が育って、中川村のエネルギー自治が進んでいくといいなというふうに思っております。

先ほどの質問でもありましたが、現在、中川村では地球温暖化対策を地域ぐるみで行うための地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定中です。

前回の一般質問でも申し上げましたが、中川村で地球温暖化防止やエネルギー自治への意識を高めていくために、早い時期に脱炭素やエネルギーについて村民が学ぶ機会をつくっていただきたいと思います。

本当に、まずは盛り上げていくっていうこと、正しく知るっていうこともそうですし、あ、エネルギーってこんなに面白いんだっていうふうに皆さんに感じていただく

ような、そういう機会をつくってあげればいいなというふうに思っております。

以上の件に関しまして村の見解をお伺いします。

○建設環境課長

現在策定を進めさせていただいております地方公共団体実行計画（区域施策編）、こちらの計画の中には中川村カーボンニュートラル宣言を実現するための具体的な施策を盛り込むことにしており、現在、村環境審議会において審議をいただいているところであります。

この11月10日に開催した審議会におきまして、さきに行った住民・事業所アンケートの結果報告を行ってまいりました。

回答の中には、「国、県や村に行ってほしい普及啓発活動は」という問いに対しまして「情報提供」「学習することのできる機会の提供」といった回答が多くありました。

議員から御提案いただいております村民が学ぶ機会の実施につきましては、このアンケート結果とも合致するものでありますし、村としても今後取り組んでいくべきことというふうに考えております。

取組の具体的内容につきましては、区域施策編の策定後、村内における地球温暖化対策の推進体制を整備し、広く住民の皆さんの御意見や御提案をお聞きする中で住民の皆さんと共に考えていきたいというふうに思っております。

また、地球温暖化防止対策としては、エネルギーをつくり出すいわゆる創エネだけではなく、今ある資源を賢く有効に利用する省エネといった観点からの取組も必要というふうに併せて感じております。

○8 番

（大島 歩） 今、課長のほうからお答えいただきました。

アンケートのほうからも学ぶ機会をつくってほしいというような声があったということで、本当に地球温暖化っていうのは待って欲しくないというところもあるので、できるだけ早い時期にっていうふうに思いまして、推進体制の整備が先なのか学習の機会が先なのかっていうのはちょっとあるかなと思うんですけども、ここら辺については、時期とか、推進体制の整備というのはいつ頃実施するのかっていうようなことで、今のお考えはありますでしょうか。

○村 長

今、区域施策編を作成途中であります。原案をつくっておるところでありますけれども、環境審議会のほうに提示をさせていただいて、幾つか、もうちょっと突っ込んだデータを出したり、もう少し深みを持たせたりという御意見もいただいております。

こういうところで、今年度の中でこのものについてはきちんとつくっていく、最終的には3月までにこのものをつくり、地域の皆さん——住民の皆さんとか事業者、そういった皆さんに、こういう計画をつくっているんだけど、これをどうやって行っていくかっていうやつは、恐らく4月以降になるだろうなというふうに思っております。

とにかく、行政が計画をつくって進められるもんじゃありませんもんですから、それは、行政は行政として、例えばこれは公共施設に太陽光発電パネルを載つけりゃそれで済むっていう話じゃないんですよ。

ですので、今、課長も言いましたけれども、やはり村民の皆さんと一緒に、じゃあエネルギーをどうやって作るかっていうことと、今あるエネルギーをどうやって減

らしていくのか、自分たちには何ができるのか、それから行政がこんな応援をしてもあればこんなふうにはできるんじゃないかということです。

あわせて、もう一つ、ちょっと余分なことですけど、地域経済循環分析を行いました。その中では、とにかくエネルギーは外に出ていっちゃっているわけでありまして、これは、産業、農業、商業、工業とか、そればかりじゃなくて。この分を、じゃあできるだけ外に出さな中で利用する、エネルギーという富をどうやって中で生み出して中で消費していくかっていうことを考えていくとすると、ちょっとその仕組み、エネルギーを生み出していくための仕組みも含めてこれからは考えていく必要があるかなと思います。

仕組みっていうのは、施設を造るっていうばかりじゃなくて、エネルギーを動かしていく、それをどういう母体がやって、つまり、例えば外からどこかの会社のパネルを買ってきて、それをつけて、それで済むっていう話じゃなくて、いろんな意味でそのことも含めて考える必要があるかなと、やはりこれは4月以降の話になってくるだろうというふうに思っております。

○8 番

（大島 歩） そうですね。現状としては、中川村の中に地域エネルギーをやりたいという事業者さんっていうのはいないと思うんですよ。

ただ、ドイツのシュタットベルケっていうやり方があるんですけども、行政とか関係者が出資し合っつくるような形があったりして、本当にいろんな形があると思うんですけども、そういうことも研究して、本当に地域の中にお金が落ちるような仕組みと地球温暖化防止みたいなことを同時にやってあげればいいのかと思います。

それから、エネルギー自治っていうものを実現していくことで、何か今までは遠くにあった、今までは遠くから運ばれてくるっていうようなものだった電気っていうものを、やっぱり自分たちでつくればエネルギー安全保障にもなりますよね。村っていうような、地域っていうような単位でもですし、防災力を高めるというようなことでもあるし、本当にそういうことを考える、何ですかね、自治意識みたいなことのきっかけにもなるなというふうに思っています。

今、村長からは形としては4月以降っていうようなことではあったと思うんですけども、まあそうですね……。

もし村民の有志がそういうエネルギーの勉強会をしますから村は協力してくださいみたいなふうになったときは、そういうところに協力をするというようなことはやぶさかではないですかね、そこら辺はどうでしょうか。

○村 長

それはどういう意味なのかよく分からないんですけど……。（笑声）

○8 番

（大島 歩） すみません。

例えば今までの有機農業の勉強会とかもそうだったと思うんですけども、住民の中から勉強会を開きたい、例えばこういうエネルギーの先生を呼んで講演会をしたいから、ちょっと村にいろいろ告知とか協力してくださいというようなことがあれば、そういうことは積極的に協力したいと思われませんか。

○村 長

今までも、そういうふうにいる、大島議員さんも含めて、積極的にこういうこ

とをやりたいんだけどという提案をいただきました。

村は、このことについては、提案をいただければ、相談に応じた上で、これが全体に必要だというふうを考えるならば、それなりの村からの応援もあるというスタンスはずっと持っているつもりであります。

○8 番 (大島 歩) 承知いたしました。いつも前向きなお答えをいただいていると思います。

議員の総務経済委員会のほうでも今年度は10月に八ツ場ダムと渋川のバイオマスエネルギー研究所のほうを視察してきまして、本当にその方もとても分かりやすくお話をしてくださったりして、中川村にも行きますよみたいなふうにもおっしゃってくださったりしているので、現時点では、そういう誰を呼ぶとか、そういうことも何も決まっていなくても、そういう動きがあった際には前向きに検討していただけるものと承知しております。

以上で私の質問を終わります。

終わります。

○議 長 これで大島歩議員の一般質問を終わりにします。

ここで暫時休憩とします。再開は午前11時10分とします。

[午前10時49分 休憩]

[午前11時10分 再開]

○議 長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

7番 島崎敏一議員。

○7 番 (島崎 敏一) 私は、さきに通告した通告書に基づき、本日は2問の質問をします。まず1問目です。

「文化財保存活用計画策定の提案 村民が「自分ごと」として関われる広義の文化財の保存活用を」

令和4年12月の私の一般質問では「美しい村連合に加盟している村としての、古民家保全・活用について」村長に答弁を求めました。今回はそれらに関連した広義の文化財を生かした地域づくりについての提案をします。

広義の文化財と申しますのは、文化財保護法によって定義されている文化財、例えば建造物、演劇、民俗芸能とか風俗習慣ですとか、貝塚、古墳、庭園、峡谷、また近年新しく指定された地域における人々の生活またはなりわい及び地域の風土により形成された景観地——文化的景観ですとか動物、植物に当たります。これの指定を受けていない広義の文化財を生かした地域づくりについての提案です。

令和5年6月には、古民家を含む広義の文化財の保存と活用に関して幅広い知見を有する人材として信州大学工学部建築学科 梅干野准教授と公益社団法人長野県建築士会 川島理事をお招きし、村長、産業振興課、地域政策課、建設環境課、教育委員会、住民団体の方々に対して役場内での懇談を行いました。

そして、11月には住民団体主催で信州大学の調査を目的とした公開フィールドワー

クを行いました。

梅干野准教授と一緒に今後の展望を含めた中川村の文化財保護行政の課題を考えていく中で、文化財保存活用地域計画——以下は地域計画と呼ばさせていただきます。の策定を視野に入れ、住民と行政が総がかりで計画づくりを行うべきとの提案がありました。

提案の理由を4点にまとめます。

1つ目、地域計画の策定は美しい村連合の理念を実現させる具体的な戦略になる。

中川村の価値とは何か、美しいとは何か、有形、無形の文化財を学術的に調査した上で、価値を未来に向けて継承していくために具体的なアクションプランを作成することができます。

中川村美しい村づくり条例第10条には、村長は景観保全資産及び区域の指定ができるとされています。条例が施行されてもうすぐ10年となりますが、指定に至った件数はいまだにゼロです。これについては課題意識を感じざるを得ません。条例だけが制定され、具体的な戦略がなかったのではないのでしょうか。

2つ目です。高齢化による文化継承の時限的な危機感。

文化は集落維持の骨組みだと思っています。しかし、有形、無形の文化財を守り生かしてこられた方々との世代交代ができていない事例をよく聞きます。お祭りの作法やほこらに込められた意味、道祖神の意味など、当たり前で継承されてきたことがコロナ禍を経て急速に失われつつあります。

さらに、団塊の世代が後期高齢者の仲間入り始めています。令和4年版高齢者白書によると、高齢者の健康寿命——健康寿命というのは長期的な医療や介護に依存せず自立した生活ができる年齢で、一人暮らしができる限界の年齢と一般的には言われています。この平均は令和元年時点で男性72歳、女性75歳と言われており、この年齢を超えて一人暮らしをされている高齢の方は大勢いらっしゃいます。もう限界を超えてしまっているのではないかとというような待ったなしの状況です。

文化そのものが自然消滅していくことにすら気づかない、そのような広義の文化財がどれだけあるのでしょうか。

聞き書きによる口承の文化伝承、これはオーラルヒストリーと近年では言われているんですが、その保存にも注目が集まっており、地域の連帯感を共有できる機会の創出にもつながっています。

3つ目、住民、地域、行政が横断的につながる機会となる。

地域計画の策定には担当課を超えた横断的なアイデアやつながりづくりが必須となり、広義の文化財に対して利活用の仕組みをつくるための絶好の機会となります。

計画策定の過程は地域力の向上につながる効果もあり、地域資源を生かした村づくりを進めていく上で重要な意味を持つと思っています。

私が考える波及効果を別添資料として添付しましたので、併せて御確認ください。

4つ目も行きます。点ではなく面で考える計画を作成できる。

10月には南向発電所を登録有形文化財にする会が発足し、村長が会長に就任されま

した。文化財保護行政にとっても大きな前進であると思います。

ただ、今後、登録有形文化財に登録できたとしても、村づくりに生かす観点から申しますと、私は不十分だと感じます。地域計画を立てることで、別添資料のような、より大きい効果が期待できるのではないのでしょうか。

信州大学梅干野研究室では来年度も中川村内で活動をする意向を示してくださっています。また、調査を希望している地区もあります。ですが、村の文化財保護行政の方向性によっては調査活動を行うことができないと言っています。これは住民と行政が車の両輪をなさなければならないということを示唆しています。

来年度、すぐに地域計画を立て始めてほしいというわけではありません。計画策定を視野に入れてほしいのです。

歴史、文化は未来を構築するためにあります。地域計画策定を通じて文化の持つ価値を調べ、再考し、村づくりに生かすべきと考えます。

村側の方向性を聞かせてください。

○村 長 大きな御質問をいただきました。

昨年 12 月の議会のときにも、古民家の保存、こういった観点から一般質問で議論をさせていただいたところでもあります。

その中で、今日も出ております中川村美しい村づくり条例、この中で規定をしておる景観保全資産及び区域の指定でありますけれども、この指定をする際には、原則として「あらかじめ所有者の同意を得た上で、住民の意見を聞き、中川村景観審議会に諮り決定する」というふうに規定をしておるところであります。昨年 12 月の議会でも質問をいただきましたし、申し上げてきたとおりであります。

過去には美しい村の象徴的な建造物として美里の谷村氏所有のかやぶきの民家と周辺の水田や隣接する林及び坂戸橋と桜並木と坂戸公園を景観保全施設、景観保全区域として検討した経過はあるわけであります。しかしながら、かやぶきの民家については個人所有であるということなどから同意を得るまでには至らなかったと、これにつきましては昨年 12 月の議会の中で経過も含めて報告、議論をさせていただいたとおりであります。

それから、議員がおっしゃられました歴史文化基本構想というものがあるということでもありますけれども、これは、ちょっと長い名前ですけれども、文化審議会文化財分科会企画調査会、これが 2007 年——今から 16 年前に報告書で提唱しました社会の変化に応じた文化財の保護と活用に関する新たな方策としまして、総合的文化財保護とそれを生かしたまちづくりの手段を示したものというふうになっているようであります。

文化財保存活用地域計画であります。これは先ほど申しました歴史文化基本構想を実効的に発展させて法律に位置づけたものようでありまして、地方公共団体が策定する総合的な法定計画であると承知をしております。

背景としましては、後継者、担い手不足による住居の荒廃、伝統芸能や伝統的生活文化の衰退、集落の連帯意識の低下等が挙げられています。それで、本村もこういう

課題を有しているというふうなことを私も認識しているところであります。

また、繰り返しになりますが、昨年 12 月の議員の質問では、古民家の保全、活用、こういうことを中心に御質問いただいたところでありまして、今回は、古民家の文化財としての取扱いを広義の文化財——広い意味での文化財として位置づけ、文化財への指定、未指定に関わらず幅広く捉えて保存、活用していくという立場から文化財保存活用地域計画策定を提案されたというふうに理解をいたします。

計画をつくるっていうふうにおっしゃいましたけれども、この提案はかなりスケールの大きな提案だなというふうに思っておりまして、村として現状のお話をさせていただきますと、文化財行政についての考え方、今ある行政の考え方を改めてもう一遍構築し直してしっかり持っていく必要があるだろうなというふうなことを感じていることと同時に、文化財の活用に関しましては文化財の持つ本質的な価値やその性質を理解しないまま利用に走るということは避けるべきだろうなというふうに思っております。

文化財の保存と活用のどちらかに偏ることなく一体的に取り組むためには相当な取組が必要になってくるだろうというふうに想像するところであります。

また、文化財行政の拠点になります中川村歴史民俗資料館であります。これにつきましては、現在、増改築を進めています。それで、これを機会として、これからの運営についての整理と検討を行うことになっております。

そういうことを踏まえますと、今すぐにこの提案を受け入れるということは、人的な意味でも、まず非常に難しいというふうに考えるところであります。

古民家の保全、活用でもお答えをしましたとおり、関係する皆さんとこの制度についてももう一遍学習して理解を深めるところから、ちょっともう一遍戻って学びながら、これからの中川村における計画策定、こういったものの可能性といいますか重要性について考え直していく機会がまずは必要だろうなというふうなことを今のところ思っておるところであります。

○7 番 (島崎 敏一) 今、村長のほうでは、私の提案は受け入れられない、人的にも難しい、それで、これから学習し理解を深めていって策定の可能性ですと必要性を探っていきたいとおっしゃいました。

しかし、村長のホームページを拝見して、今期、村長になられたときの公約をここでちょっと読ませていただくと、村づくりの観点では「●村の農産物、自然と景観、文化財の相乗効果でファンを増やします。」、同じく村づくりの観点で「●坂戸橋を文化財として継承する仕組みをつくります。」「●中部電力と相談しながら南向発電所の有形文化財登録を目指します。」「●アンフォルメル中川村美術館を文化芸術、搜索活動の拠点として情報発信に努めます。」、あと教育の観点では「●学校教育で農業、森林、エネルギーの環境教育を進めます。」、人口問題のところでは「●自然の恵み、人とのつながりなど豊かさを実感できる村づくりを、村民とともに考え実践します。」とあり、これらの公約を実現させる具体的な計画づくりとして地域計画っていうのは非常に有効なものだと考えます。

○村 長

村長の公約の観点から、村長の公約を実現させる、何ていうんですかね、観点から、御意見、お考えなどを聞かせてください。

私の公約につきましては、あれまで今述べていただきましたので1つずつ思い返しおるところであります。

幾つかの中では、坂戸橋は国指定の重要文化財に格上げされましたし、管理は私どもではありませんが、このものについての発信の仕方、周辺の美化、維持、こういったことについては、美しい村づくりに携わる皆さんに植樹をしていただいたり、あの周りの管理もしていただいたりしております。

それから、旧坂戸旅館であります、このことにつきましては、「ぼれぼれ」という地域看護を主体とする皆さんが会社を起こして施設を活用し、あそこの荒れた景観も随分整備をしていただきましたので、あの周辺は非常に美しくなってきたかなというふうに思っております。

それから、先頃であります、地域の宝、南向発電所を登録有形文化財に進めるといふ会社が発足し、中部電力の関係の皆さん——飯田にあります水力発電を担当している会社といいますか出張所といいますか、そこの署長さん以下担当にわざわざ来ていただいて、そのことについて御挨拶も兼ねながら意見交換をいたしました。

結論から申しますと、会社——中部電力の所有ではありますが、登録有形文化財に引き上げていくことについては非常に前向きであります。そういう意味では、そこまでのところでは、大いに、もうかなり前進していくのではないかなというふうな感じを私は思っております。

それから、南向発電所ばかりではなくて、あそこの地域の皆さんが守っている渡場の天竜橋の上のイチョウ並木、これもやっぱりすばらしいところでありまして、年々人出が多くなってきている、これも村の景観としての一つだなという意味で大事にしていきたいし、より発展する方向で考えていきたいということでもあります。

それから、あとは農業ですとか商工業の発展、こういったものにつきましては、具体的には、例えば商工業をどうするんだっていうこととか、にぎわいの中心であるハブであるところのチャオ周辺のにぎわいをもうちょっと具体的に進めるっていうことについては、まだまだ不足しているというのは議論いただいております。

それから、農業に関しましては、御意見もいろいろあるかと思いますが、私自身は、やはり個人的には現状の中でかなり引上げをしながら、はっきり言ってほかのところにはない支援といいますかもやっているつもりであります。ただ、それが具体的な、何ていいますか、それをなりわいとして新しく参入する皆さんとかの十分な生産に結びついていないという御指摘もありますけれども、かなりのことはやっておるつもりであります。

また、それだけじゃなくて、農業っていうものは、確かに中川村においては、水田があり畑があり、畑も普通畑があり樹園地があるということが荒れないようにちゃんと生産が維持できていて、それでもって中川村らしい景観を維持しているっていう観

点から考えると、やはり荒廃地がないように、小さいところの農家といいますかを支援する仕組みも、考えるだけじゃなくて、実際に補助もしながらやっておりますし、このことについては、自分自身は割りと調和が取れているのではないかなと自負しております。

ただ、その一方で、先ほど固有名詞を出しましたので申し上げますけど、美しい村の景観という中での一つ、美しい村連合に加盟して景観として保全すべき施設の谷村家のかやぶきの古民家と周辺の水田、そして里山とそのバックにある西駒の峰々ということに関して申し上げますと、これは、ちょっと残念ながら、そこまで守り切れていないということは反省として思っております。

あとは四徳の景観であります、四徳の景観については、これもまだ手つかずになっておりますので、これも考えていかなきゃいけないかなというふうなことも思っております。

さて、そういうことと、今お話のありました——名前がすぐにあれなんですけど、文化財保存活用地域計画を策定していくところの結びつきといいますか、意義といいますか、それとの整合がまだ私の中で整理できませんので、議員がおっしゃるとおり、リセットはしませんけれども、もう一遍、また元に帰りまして考え直していくこと、やはりそれが村づくりの中での調和の取れた発展の一つになるということを議員はおっしゃりたいと思うんですけど、そういう意味から言ったら、ちょっとそこところは私自身も勉強し直す必要があるということです。

それから、やはりどうしても、今の中で中心的にこのものに携わって計画をつくっていく人たちといいますか、こういう部隊、人的なパワーがないということがあります。また、そちらのほうに余力を割く、そのことを中心に進めるといふ余裕がちょっと現在はないということも併せて申し上げたつもりでありますので、感想としてはそういうところでもあります。

○7 番

(島崎 敏一) 勉強しながら検討していきたいというような答弁をしてもらったところなんです、今回は谷村家——美里のかやぶきのことを主として言っているわけでは全然なくて、もう本当に中川村にある当たり前の文化、各地域の神社の氏子さんたちのお祭りですとか、そういった一つ一つの営みのことを指している質問と提案であります。

そんな中で、私が議員になる前、一村人だった頃、建築の仕事をしていたので、仕事柄、7年前に村長への手紙を出しました。それで、そのときも今の答弁と似たような検討するっていうことで、それ以来、私もいろいろ提案してきているんですけども、いま一つ行動が見えないっていうことと、あとは、坂戸橋の保全に関して言うと、「ぼれぼれ」さんが坂戸旅館に入ってくださいましたけれども、やはり住民任せであるところが多いかなと思います。

「木を見て森を見ず」という言葉がありますけど、文化財一つ一つを見ると、やはりそれは個々のすばらしい歴史、文化、芸術性がありますけれども、それを森として捉えて、面として中川村に様々な文化財があって、それを生かして学校教育に生かし

たり地域づくりに生かしたり、観光に生かしたり福祉に生かしたり、そういったことをしていくためには、やはり面で、木も見て森も見て10年後20年後100年後を見据えて持続可能な村づくりをしていくべきと思っています。

今、せっかくいろいろな外部団体が中川村のよさを感じて一緒に連携をしていこうっていうお声がけをしてくれているので、地元で地区であったり村内の住民有志の方であったり、学術機関であったり専門家の集団であったり、そういった方々の意見を大事にして、すぐに計画を視野に入れるべきとはもう言いませんが、来年度、村のほうも主体的に積極的に学びの場を設けていってほしいと思うんですが、村長はいかがでしょう。

○村 長 その前に、1つ、平成21年に中川村伝統芸能記録として映像記録等を作成しております。これはDVDにして図書館で貸出しができるようになっております。中身は、村にある神社の関係の獅子舞、それから獅子舞についている踊り、これも神社によっていろいろ違いますので、こういった保存もやっております。

それから、「ぼればれ」の件であります。坂戸旅館の後利用につきましては、これは全く何もなかったわけではありません。前の所有者さんと再三いろいろなところで接触を持ちながら、あそこの活用、利用をできないか、場合によっては村に譲渡いただけないかっていうところまで話は詰めてきたわけがあります。

結果として、それができなくて、なかなか駄目かなと思ったら、そこに一つの看護出張施設といいますか、そういったところできたこと、これにつきましては大変ありがたいと思っております。

これについては、「ぼればれ」の皆さんを中心にあの周辺地域も整備したいということで、自分たちの積極的なアイデアの中でクライドファンディングをやって、賛同いただいた皆さんからの応援を受けて、まだ終わっていないと思いますが、あの地域の荒れたところもかなり整備をしてきているので、そういう面ではすごい力のあることだなというふうに思っております。

それで、これからのお話の件でありますけれども、学校教育、それから住民自身もずっと——南向発電所に関しましては、私も知らなかったし、地域の当事者の中電といいますか働いていた皆さんもよく知らないというか、それから南向村誌にも出ていないことを地域の方は結構知ってしまして、非常に積極的な発言もありましたし、やはりそれだけ地域が愛着を持っているという施設であるなということを感じました。

それから、この間の会の中では、うまく行けば、これを教育、いろいろ、発電という意味でのエネルギーの教育ですとか、いろんな意味で、産業の勉強といいますか、もしこういったことに活用できればという前提で所有者である中部電力の皆さんも非常に前向きな発言をいただいておりますので、傾向っていいですか、これからの展開とすると、単に指定だけではなくて、できることとしたら無限に広がっていく可能性があるということをお願いしたいと思います。

ですから、この具体的な計画をつくらないと駄目だと思いますけれども、これをど

ういう形で利用していくかっていうこと、そういったことは全く考えていなくて、ただそれができたでいいよねっていうだけではありませんので、その方法とすれば、これからもう一遍地域計画の持っている意味を勉強しながら、やはり自分もその可能性を見る中で策定をしていくということになるんだろうかということを感じておるところであります。

○7 番 (島崎 敏一) これからの勉強に大変期待しております。

ちょっとほかの課の方のお話、お考えを聞きたいのですが、教育委員会は、今、新しい学校づくりプロジェクトを進めておりますが、地域の文化財ですとか地域の文化伝承をこれからの学校づくりの地域学習に生かしていきたいというお話ですとか思いを住民の方からも、また教育委員会からも聞くんですが、文化財保存活用地域計画へのお考えを聞かせてください。

○教育 長 教育委員会としての考えのお尋ねであります。

文化財行政については教育委員会のほうでも担当しておる部分があります。

今から10年ほど前に「中川村の文化財五十選」という冊子も作成をしまして、そこには文化財としての認定をしたもの、認定はされていないけれども価値があるものとして掲載したもの等がございます。ですので、教育委員会としては、文化財の価値、あるいはそこに文化財として認定はしていなくても相当としたものという村内のものについては認識を持っているというふうに考えています。

それで、文化財保存活用地域計画自体につきましては、やはり私どももかなりスケールの大きい計画である思うとともに、その保存とともに活用するという視点が入っている部分は、教育委員会として、文化財行政として保存するという観点で考えたときに、まずそこまでのトータルした考え方っていうのを今のところ持ち得ていない状況もございます。

活用できることのよさっていうのは十分承知をしておりますが、それを一体的にっていうところをどう進めるかっていうことについては、一定の見解を持っているわけではございません。

そういう中で、この計画を進めていくっていう一つの意味は、議員のおっしゃるように、村をそうした文化財っていうようなもので面として一体的に捉えて、そのことによって村としての性格、そういったものをしっかり浮かび上がらせるっていう、そうした意味があるということは感じさせていただきました。

ただ、教育行政として、村として、今この地域計画が必要かというところ、そこまでのところに考えが及んでいないっていうのが現状のところでございます。

○7 番 (島崎 敏一) 教育長の中でも保存と活用の具体的な策を持ち得ていないということと、一体的に保存、活用していく見解は今のところないっていうことで、今さっきの村長の発言と同じく、これから勉強しながら、そういったところ、地域計画策定についての可能性を探っていきたいっていうお考えでよろしいでしょうか。

○教育 長 多分、このことについては、行政だけでは当然動かないものだというふうに承知をしております。つまり、地域の皆さん、所有者の皆さん、関係者の皆さんがそうした

思いを持って地域で動いていくっていう、そうした一つの形が地域計画であるというふうに思っております。

ですから、教育委員会としては、こうした地域計画というようなやり方といたしますか、そういうものがあるということは今回改めて認識をさせていただいておりますので、こうしたものの必要性なり、さらに文化財保存っていう立場で今後どうあったらいいかっていうところの一つの形といたしますか、そういう選択肢にはなるんだろなっていうことは感じさせていただきました。

村長からもありましたが、今、歴史民俗資料館のほうのリニューアルを進めている、それは建物だけではなくて、教育委員会がこれからの村の歴史、文化、あるいは文化財についても改めて整理をして、どういう形の取組ができるかっていうことも今後考えていく、その一つの拠点として今回リニューアルしていくっていう、そういった立場でおりますので、今後の研究、検討に付していきたいというふうには思っております。

○7 番 (島崎 敏一) 歴民館の担当の方からは、令和8年ぐらまで待ってくれ、待ってくればいろいろと動けるっていうふうには聞いております。それで、地域計画の趣旨にも賛同するような御意見をいただいたりしています。

ただ、本当に御高齢の方たちが持っている記憶の伝承ですとか、そういったことに対しては、地区内、美里に関わらず幅広いところで、やっぱり、もう文化の伝承、聞き書きっていうことが本当に喫緊の課題っていうか、令和8年まで待っていたらみんな死んでしまうぜなんていう話を村のあちこちで聞きます。できるところからやっていくべきことがあるのではないかなと思っておりますが、教育長、いかがでしょうか。

○教育長 議員のおっしゃっている趣旨や思いはよく理解をさせていただいたと思っておりますが、これからの取組についてはお答えしたとおりであります。

○7 番 (島崎 敏一) 承知しました。

この地域計画については、いろんな自治体で話を聞きました。その多くがコンサルタント会社に業務委託して地域の公民館であったり地区組織であったりと共に計画策定を3年ぐらいかけてやっていくという中で、コンサルに依頼するといいい面も悪い面もありまして、私自身が思うことは、やはりコンサルに依存するようなのはすごく形骸化してしまっていて本当の意味での地域づくりとか村の発展へのつながりっていうのは弱いんじゃないかなと思っております。

計画をつくるのであれば、本当に地域住民が自分たちの文化を自分事として捉えて、保全、活用に対して計画策定を見据えて動いていくべきだと思います。

そういった中で、教育委員会だけではなく、これは文化庁の管轄する計画ですけども、この計画は本当にあらゆる課に関わってくることだと思っております。中でも地域政策課の管轄する総合計画には非常に関係することかなと思っております。

総合計画の前期基本計画の村づくりの基本方針の中には、美しい村のブランドを生かした村づくりを進めますですとか、村全体が農村公園の美しい村づくりを進めますですとか、そういったことが入っておりますが、地域政策課の考えを聞かせてください。

○地域政策課長 ただいまの御質問に対して地域政策課からお答えをします。

総合計画の中では、当然、村は、財政的な面から言わせていただくと予算立てをして事業を実施するといったことになっていきますが、それぞれ各課からの基本構想に基づいた基本計画、そして実施計画というものがありますが、実施計画を毎年度見直して提出をする中で、優先順位をつけてそれぞれの事業実施を行っているのが現状というか、そういった流れとなっております。

その中で、当然、大きな予算が動く場合については、ある意味、各年度が平準化するような形で予算配分をするような形になりますので、先ほど村長、教育長から話がありましたとおり、歴民館のリニューアルという大きな事業に予算が投じられるといった時期になっておりますので、すぐ、早急にこういった計画に対する人的また今言われたコンサルに対しての費用の確保っていうものは全体の中で調整をしなければならぬと考えておりますので、その重要性をそれぞれの担当課のほうで検討していただいて、総合計画に沿った中で進めていただきたいといった考えであります。

○7 番 (島崎 敏一) 実際の計画策定に関わる優先順位とか予算の話はまだまだずっとずっと先のことだと思っております。

そもそもの話なんですけれども、地域政策課にとっての文化ですとか、地域政策課が美しい村連合の事務局的な部分をされていると思うんですけども、美しいっていう形容詞だけで、美しい村って何なのかとか中川村の価値って何なのかっていうところをより具体的に調べて、その価値を戦略に盛り込んでいく必要があると思っておりますが、お考えを聞かせてください。

○地域政策課長 村内で行われております伝統芸能であったり祭事、行事等を美しい村連合の趣旨に基づいて、何ていうか、それぞれ活用をして村内外からの交流事業と関わらせているというようなことは、当然、今も場合によっては、例えば御柱という大きな行事があって、北組の上宮外縣神社であったり御射山神社であったり、そういうところには村外の方々も多く参加したり来たりするっていう実績というかもあるかと思っております。

今活用できるそういった伝統文化、文化財を美しい村に関わる事業として活用するっていうことは当然必要だと思いますし、よいことだと思っておりますが、計画についてすぐっていうことは、ちょっと私からは、方向性は今までの村長、教育長の答弁のとおりだと思いますので、お願いしたいと思っております。

○村 長 美しい村連合の中川村の戦略、美しい村をどうやって進めるかです。

美しい概念ですけど、中川村の場合には、まず景観の美しさがあります。それはどこにもあるんですけど、やはり天竜川が扇状地を削り込んでいるこの景観がそうありますし、これがちょうど天竜川の東西にあって、村が一番低いところからありますけれども、これが両方の山脈に挟まれている独特の景観があるっていう美しさです。

それと、もう一つは、やはり風景だけじゃなくて、人工美の中での美しさを本当は維持しなければいけないんですけど、よく言われますのは、最近国道沿いの縁石の付近に非常に秋になると草がそよぐようになっていたりとか、また、いろんな原因がありますけれども、かつて中川村は1人当たりのごみの排出量が非常に少ないところで

ありましたが、最近は増えてきております。

それで、気になるのは、空き缶、ごみをそこらじゅうに捨てる人が後を絶たないんですね。こういったところもやはり直していかなければいけないんで、今のところが美しく維持されているかっていうと、決して私はそうは思っていませんので、これは直さなきゃいけないということでもあります。

村の美しい村づくりの戦略ってということにつきましては、これは村づくりの協議会でそれぞれの地域に目標を立ててもらってどうだったかっていうことをずっとやり続けておりますので、このやり方については、目標っていうか、自分たちのところは美しい村づくりでこういうことをやっていくというふうな形でやっていますから、中川の場合にはこれがちょっと重荷になっていることも事実であります。

しかし、地区の皆さんは、それぞれ村道の管理、それから河川ですと例えば普通河川2級河川の草刈り、こういったことについては非常に中川村の皆さんは自主的なところでやっていただいておって、それがまた地域の行事としてきちんと継承されているということです。ただ、最近が高齢化やなんかで苦しくなっていますけれども。

そういう計画を全体が持っていますから、そういうものも継承しながら、やはりお互いが美しい村づくりのために進んでいくということはやっておるところであります。

○7 番 (島崎 敏一) そうやって地域づくりをされてきた方々が御高齢でなかなか動けなくなってきた、今は世代交代もしている状況であると認識しています。

それで、そのような、今、村長が言ったそれぞれの地域でやっているっていう計画ですとか、あとは眞島課長が今言った総合計画の伝統芸能の団体のことですとか、あらゆる村の各地域で実践している文化継承であったり、それぞれの美しい村づくりだったり文化財保存活用地域計画ではアクションプランとして計画に盛り込みます。

そうしたときに、文化財の保全、活用団体っていうものに登録されますと、文化庁のほうから活動の助成金がおりてきたり、つながりが今あるつながりよりもより強固になったり、文化財を生かした地位づくりができるようになるということです。

最後に建設環境課の課長に聞きたいんですけども、課長には、私が7年前の一村人だった頃から、景観づくりの相談であったり、どんな制度が使えるだったり、相談をさせてもらってきたんですが、文化財保存活用地域計画についての考えを聞かせてください。

○議 長 通告の中にございますか。

やりますか……。

ちょっと通告外だけれども、ちょっと……。

○7 番 (島崎 敏一) 通告は……。

○議 長 どこにありますか。

○7 番 (島崎 敏一) 資料にあります。

○議 長 どののですか。

○7 番 (島崎 敏一) 「文化財保存活用地域計画を策定する過程で考えられる波及効果」の上から3番目、美しい村条例ですとか脱炭素化、循環型社会……。

○議 長 それは資料だよな。

○7 番 (島崎 敏一) 資料です。

○議 長 通告書に基づいて質問してくれないと何を聞いているんだかさっぱり分からないんですよ。

○7 番 (島崎 敏一) 分かりました。

○議 長 ええ。

○7 番 (島崎 敏一) はい。

○村 長 総体的にっていうか、答えさせていただきます。

各課でどのように考えるかっていうことでありますけれども、いずれにしてもこれは村の推し進めることでありますから、代表としての私の考え方と方針に結びついていくんだろうなということで、総括的にはそういうふうにお答えをさせていただくしかないわけであります。

特に資料の建設環境課のところを出されていることであります。脱炭素化、それから循環型社会であります、このことについては、8番議員ですとか、ほかの皆さんにも御質問いただいております。

これは、当然、政策として村のこれからの大きな柱になっていくっていうか、いわゆる目玉という言い方は……。これはもう継続して計画的にやっていかなきゃいけないものだという御理解をいただければと思います。

これが総体的な中で文化財保存活用地域計画っていうところにつながるかどうかっていうのはもうちょっと勉強しないと分かりませんが、各課がここで計画を、これについてどう思うかっていうことについては、これはまさに地域づくりですとか福祉の推進、こういったところの村の計画とまさに合致するものであるということでもあります。

ただ、文化財の保存活用の地域計画の策定とどういうふうに結びついていくかっていうのは、保存と活用ということを先ほど教育長が言われましたが、これは、やはりもう一遍、私どもは勉強しないと、全く認識が浅くてごめんなさいなんです。ということでもありますので、全体ではまず勉強からということでお答えするしかないということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○7 番 (島崎 敏一) 分かりました。

次の質問に行きます。

「移住者対策について」

「(1) 移住者の定義を再検討し、移住者の実数を把握するべき」

「(2) 空き家の利活用を考えるきっかけづくりをするべき」

中川村には年間何人の移住者が来ていますか、この質問に対して、私はいつも回答に悩みます。村として移住者の定義がはっきりしていないからです。

総合計画の前期戦略のK P Iでは、移住者は空き家バンクや分譲地を利用して転入

した人となっています。これでは移住者の実数把握に適していないと考えます。なぜならば、空き家バンクを介さず移住した方や移住したいけれど空き家がなく村営住宅にひとまず住んでいる方や二拠点居住している方などは移住者としてカウントすることができないからです。

移住の形は様々なケースが考えられ、それらの動向も踏まえて移住者のカウントに入れるようにするなど、現状の定義を再検討するべきと考えます。

この定義は各自自治体で異なり、伊那市では窓口でアンケートを取っていたり、宮田村では担当課に相談のあった方をカウントしていたり、様々です。

むらづくり係への提案として、移住者の定義を再検討して移住者の実数は現実的な数字を把握するべきと提案します。

住民税務課での転入者の手続に併せて任意のアンケートを実施し移住者の数の把握に協力するなど、課の枠組みを超えた取組が必要と考えますが、考えを聞かせてください。

議長、続けてこれを全部読んでいいですか。

○議長

はい。

○7番

(島崎 敏一) あわせて答弁をいただく形で……。

2つ目「空き家の利活用を考えるきっかけづくりをするべき」。

空き家バンクの登録数が少ない、この嘆きは村内に空き家を探す方々からいつも聞いています。空き家の利活用について効果的な広報がなされているのか、疑問に感じます。

まずは当事者の方々が立ち止まって考える機会を今年度中に設けるべきと考えます。

令和5年3月議会で空き家活用についての一般質問をしましたが、その後の空き家バンクの運営状況などを調べると、まだまだ空き家の登録が少ないと感じます。

一例として、空き家の活用を分かりやすく紹介するイベントの開催、広報のデザインの改革、イベントの開催など、当事者の方々に問題意識を持ってもらうこと、まずは立ち止まってもらうことが必要だと考えます。

具体的かつ実行可能なアイデアを聞かせてください。

○地域政策課長

御質問に関して、最初の御質問です。

総合戦略の中の重要業績評価指数——K P I の項目と解釈してお答えをさせていただきたいと思います。

御質問の中では、総合戦略の中の移住者の数ニアリーイコール空き家バンクや分譲地を利用し転入した人では実数把握に適していないといった御指摘であります。

総合戦略の中では、宅地分譲地の契約件数や不動産の活用数等をそれぞれK P I の指数の項目として挙げております。

移住者の定義につきましては、議員がおっしゃるとおり自治体によって異なっておりまして、村における移住者の定義は、現在ははっきりとしたものがないのが現状であります。

移住者に把握については、現段階では定義しておりませんし、実数についても把握

をしていない状況であります。

実数を把握することは移住・定住施策の基礎となり得るものと考えておりまして、移住された方に対するヒアリングの実施にも活用できるのではないかと考察されま

す。  
移住者の定義については様々な考え方があるかと思われませんが、改めて研究を進めてまいりたいと思っております。

続いての質問については、きっかけづくりとして定期的を開催しております空き家相談会、今年度は9月23日に1回目、2回目を1月4日にチャオで行う予定でありますので、この事業を継続実施し、相談会も随時改善を図ってまいりたいと考えております。

また、総代さんを通じての情報提供、それと情報収集及び活用を進めるために村と地域の間に入り空き家物件の掘り起こしや所有者への活用案内などを行う集落支援員の任命の検討も進めていきたいと考えしております。

以上であります。

○7番

(島崎 敏一) 以上で質問を終わりにします。

○議長

これで島崎敏一議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会とします。

御苦労さまでした。

○事務局長

御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後0時11分 散会]